

官報号外

昭和六十年五月二十三日

○第一百二回衆議院会議録 第三十号

昭和六十年五月二十三日(木曜日)

議事日程 第二十五号

昭和六十年五月二十三日
午後一時開議

第一 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件

第二 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めるの件

第四 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、長野管林局の管轄区域の変更及び名古屋管林支局の設置に関し承認を求めるの件

第七 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 米州投資公社を設立する協定の締結につき

○本日の会議に付した案件

日程第一 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件

日程第二 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めるの件

日程第四 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、長野管林局の管轄区域の変更及び名古屋管林支局の設置に関し承認を求めるの件

日程第七 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 米州投資公社を設立する協定の締結について承認を求めるの件

○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。
午後一時三分開議

○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

規定期に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件

○議長(坂田道太君) 日程第一、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件を議題といたします。

○議長(坂田道太君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長戸井田郎君。

○議長(坂田道太君) 委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(坂田道太君) 本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(坂田道太君) 「賛成者起立」採決いたします。
本件は起立多数。よって、本件は賛成者起立を求めて決しました。

○議長(坂田道太君) 採決いたしました。

○議長(坂田道太君) 「賛成者起立」採決いたしました。

○議長(坂田道太君) 本件を委員長報告のとおり承認するに決しました。

本案は、特許協力条約に基づく国際出願制度の利用の促進を図ることともに、最近における技術開発の進展に対応し得るよう制度の改善を図らうとするもので、その主要内容は、

第一に、特許協力条約の規定の変更等に伴い、国際出願制度を利用した外国からの出願について、我が国への出願の翻訳文の提出の期限の変更、翻訳文の範囲の限定等出願手続の改善を図ること、

第二に、最近の技術開発の進展に対応するため、特許出願等に付し優先権制度を導入するとともに、その導入に伴い、補正却下後の新出願制度及び追加の特許制度を廃止すること、

第三に、国際出願制度の利用を促進するため、国際出願について、特許庁以外の他の国際調査機関等による国際調査等を受けられる制度を採用すること等であります。

本案は、四月十二日参議院から送付され、同日当委員会に付託となり、同月二十四日村田通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来審査を重ね、五月二十一日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、出願件数の増大等に対処するペーパーレス計画の着実な推進等の附帯決議が付されました。

次に、地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関する承認を求めるの件について申し上げます。

本件は、行政改革の一環として鉱山保安行政の効率的な推進を図る見地から、仙台鉱山保安監督部と東京鉱山保安監督部を統合し、新たに仙台市に関東東北鉱山保安監督部を、東京都に同部東京支部を設置しようとするものであります。これについて地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであります。

本件は、去る三月二十日当委員会に付託され、

四月二十四日村田通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来審査を行い、五月二十一日質疑を終了し、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（坂田道太君） これより採決に入ります。
まず、日程第二につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂田道太君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂田道太君） 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂田道太君） 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

（内閣提出）

○議長（坂田道太君） 日程第四、昭和四十二年度以後における国家

公務員等共済組合等からの年金の額の改定

に関する法律等の一部を改正する法律案

（内閣提出）

○議長（坂田道太君） 日程第四、昭和四十二年度以後における國家公務員等共済組合等からの年金の額の改定

に関する法律等の一部を改正する法律案

（内閣提出）

○議長（坂田道太君） 日程第四、昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定

に関する法律等の一部を改正する法律案

（内閣提出）

○議長（坂田道太君） 日程第四、昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定

に関する法律等の一部を改正する法律案

つきましたして、恩給における措置を取ることとしておりました。昭和五十九年度の国家公務員の給与の改善内容に準じ、年金額の算定の基礎となっている俸給を本年四月分から増額することにより、年金の額を引き上げることとしております。

ただし、昭和五十七年度において仲裁裁定等による給与改定の適用を受け、同年度に退職した者につきましては、昭和五十九年度の仲裁裁定等の改善内容に準じ、年金額の基礎俸給を増額することにより、年金の額を引き上げることとしております。

また、昭和五十八年度において仲裁裁定等による給与改定の適用を受け、同年度に退職した者及び国鉄共済組合からの年金受給者につきましては、年金額の引き上げは行わないこととしております。

第二に、六十五歳以上の者の受け取れる退職年金等の最低保障額を改善することとしております。

その他、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額を引き上げる等所要の措置を講ずることとしております。

以上が本法律案の内容であります。

本案につきましては、五月二十一日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行

い、質疑を終了いたしましたところ、場之内久男君外三名から、自由民主党・新自由国民連合提案による修正案が提出されました。

修正案の内容は、原案において法律の施行期日が昭和六十年四月一日と定められておりますの

修正案の内容は、原案において法律の施行期日を「公布の日」に改める等所要の規定の整備を行ふものであります。

次いで、採決いたしました結果、修正案及び修

正部分を除く原案はいすれも多数をもって可決さ

れ、よつて、本法律案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては附帯決議が付されましたがことを申し添えます。

以上、御報告申上します。（拍手）

○議長（坂田道太君） 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（坂田道太君） 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第五、農業者年金基金法の一部を改正する法律案（内閣提出）

規定期に基づき、長野管林局の管轄区域の変更及び名古屋管林支局の設置に関し承認を求めるの件

（内閣提出）

○議長（坂田道太君） 日程第五、農業者年金基金法の一部を改正する法律案、日程第六、地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、長野管林局の管轄区域の変更及び名古屋管林支局の設置に関し承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長今井勇君。

○議長（坂田道太君） 日程第五、農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び

同報告書

農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び

同報告書

地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づ

き、長野管林局の管轄区域の変更及び名古屋管林支局の設置に関し承認を求めるの件及び

〔本号末尾に掲載〕

外号報

3

〔今井勇君登壇〕

○今井勇君　ただいま議題となりました両案件につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

最初に、農業者年金基金法の一部を改正する法律案につき申し上げます。

本案は、最近における農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するための措置等を講じようとするものであります。

本案は、三月二十八日本委員会に付託され、四月二十四日佐藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、五月二十一日には参考人より意見を聽取るなど四回にわたり慎重審査を行いました。

かくて、五月二十二日質疑を終局いたしましたところ、日本社会党・護憲共同から、農業者老齢年金の額の引き上げ等を内容とする修正案が提出され、次いで、日本社会党・護憲共同並びに日本共産党・革新共同から、それれ原案に対する反対論議が行われ、採決の結果、修正案は否決され、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

次に、地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、長野管轄区域の変更及び名古屋管轄区域を変更するとともに、名古屋市に名古屋管轄支局を設置することについて国会の承認を求めて申し上げます。

本件は、国有林野事業の改善を図るため、長野管轄局と名古屋管轄局とを統合し、長野管轄支局の設置することについて国会の承認を求めるものであります。

本件は、三月二十八日本委員会に付託され、五月二十二日佐藤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、同日質疑を行い、採決の結果、本件は多數をもって承認すべきものと議決した次第であ

ります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君)　これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君)　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君)　起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(坂田道太君)　日程第七、著作権法の一部を改正する法律案

(内閣提出)
○議長(坂田道太君)　日程第七、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(坂田道太君)　日程第七、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(坂田道太君)　著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔本号末尾に掲載〕

〔阿部文男君登壇〕

○阿部文男君　ただいま議題となりました著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書

を改正する法律案を議題といたします。

○阿部文男君　ただいま議題となりました著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書

を改正する法律案を議題といたします。

○阿部文男君　ただいま議題となりました著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書

著作権法を適用する方向が大勢となってきたり保護される著作物であることを明確化するな

ど、その特質に見合った規定の整備を行い、プログラムの著作物の公正な利用に留意しつつ、著作者の権利の適切な保護を図るために所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容の第一は、プログラムの定義規定を定め、著作物の表示にプログラムを加えることとするほか、法人等が著作者となる場合の要件として、法人等の著作名義での公表は要しないこと

を定め、著作物の例示にプログラムを加えることとするほか、法人等が著作者となる場合の要件として、法人等の著作名義での公表は要しないこと

を定め、著作物の創作年月日の登録制度を新たに設けることといたしております。

第三は、いわゆる海賊版プログラム等違法に作成されたプログラムを業務上電子計算機で使用することを規制することといたしております。

そのほか所要の経過措置を講ずるとともに、関係法律の整備等を行うことといたしております。

本案は、去る四月十一日本委員会に付託され、同月十九日松永文部大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十五日から質疑に入り、参考人から意見聴取を行なうなど慎重に審査を行いました。

かくて、同月二十二日質疑を終了し、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君)　採決いたします。

本件の委員長の報告は可決であります。本案を

採決いたしました。

本件の委員長の報告は可決であります。本案を

採決いたしました。

本件の委員長の報告は可決であります。本案を

採決いたしました。

本件の委員長の報告は可決であります。本案を

採決いたしました。

本件の委員長の報告は可決であります。本案を

採決いたしました。

委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(坂田道太君)　日程第八、米州投資公社を設立する協定の締結について承認を求めるの件

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

本、業務、組織及び運営等について規定いたしております。

本件は、四月三日外務委員会に付託され、同月二十四日安倍外務大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十五日、十七日及び二十二日質疑を行いましたが、その詳細は会議録により御承知を願います。

かくて、昨二十二日質疑を終了し、採決を行いました結果、多數をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸

君の起立を求める。

[賛成者起立]

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本件は

委員長報告のとおり承認するに決しました。

君の起立を求める。

[午後一時二十五分散会]

出席國務大臣

| | |
|--------|--------|
| 外務大臣 | 安倍晋太郎君 |
| 大蔵大臣 | 竹下登君 |
| 文部大臣 | 松永光君 |
| 農林水産大臣 | 佐藤守良君 |
| 通商産業大臣 | 村田敬次郎君 |
| 労働大臣 | 山口敏夫君 |

○朗読を省略した議長の報告
(法律公布奏上及び通知)
一、去る二十一日、次の法律の公布を奏上し、そ

（報告書受領）

一、去る二十一日、内閣から次の報告書を受領し
く昭和五十九年度社会保障制度審議会報告書
（理事補欠選任）

（常任委員辞任及び補欠選任）

（任期満了日、議長において、次のとおり常

任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

（常任委員辞任につきその補欠）

| | | | | |
|------|--------|--------|-------|-------|
| 辞任 | 齊藤滋与史君 | 久間章生君 | 渡辺省一君 | 日野市朗君 |
| 佐藤隆君 | 菅原喜重郎君 | 菅原喜重郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |

| | | | | |
|--------|--------|--------|-------|-------|
| 久間章生君 | 菅原喜重郎君 | 菅原喜重郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |
| 菅原喜重郎君 | 齊藤滋与史君 | 齊藤滋与史君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |

| | | | | |
|--------|--------|--------|-------|-------|
| 菅原喜重郎君 | 齊藤滋与史君 | 齊藤滋与史君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |
| 齊藤滋与史君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |
| 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |
| 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |

| | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 辞任 | 鍵田忠三郎君 | 北川正恭君 | 北川正恭君 | 北川正恭君 |
| 佐藤一郎君 | 瀬長龜次郎君 | 田中美智子君 | 田中美智子君 | 田中美智子君 |

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 北川正恭君 | 北川正恭君 | 北川正恭君 | 北川正恭君 | 北川正恭君 |
| 北川正恭君 | 北川正恭君 | 北川正恭君 | 北川正恭君 | 北川正恭君 |

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 辞任 | 稻葉修君 | 月原茂皓君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |
| 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |
| 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 辞任 | 稻葉修君 | 月原茂皓君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |
| 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |
| 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 辞任 | 中井治君 | 野田毅君 | 山中貞則君 | 山中貞則君 |
| 塚田延充君 | 塚田延充君 | 塚田延充君 | 塚田延充君 | 塚田延充君 |

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 塚田延充君 | 塚田延充君 | 塚田延充君 | 塚田延充君 | 塚田延充君 |
| 塚田延充君 | 塚田延充君 | 塚田延充君 | 塚田延充君 | 塚田延充君 |

| | | | | |
|------|-------|------|-------|-------|
| 辞任 | 奥田敬和君 | 野田毅君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |
| 野田毅君 | 野田毅君 | 野田毅君 | 野田毅君 | 野田毅君 |

| | | | | |
|------|------|------|------|------|
| 野田毅君 | 野田毅君 | 野田毅君 | 野田毅君 | 野田毅君 |
| 野田毅君 | 野田毅君 | 野田毅君 | 野田毅君 | 野田毅君 |

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 辞任 | 小澤克介君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |
| 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |
| 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 | 佐藤一郎君 |

（常任委員辞任につきその補欠）
（任期満了日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
佐藤一郎君）

（常任委員辞任につきその補欠）
（任期満了日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
佐藤一郎君）

| | |
|--|----|
| 瓦菊池福治郎君 | 力君 |
| 二階俊博君 | |
| 町村信孝君 | |
| 大島理森君 | |
| 桜井新君 | |
| 中川昭一君 | |
| 東家嘉幸君 | |
| 笠山登生君 | |
| 天野等君 | |
| 竹内猛君 | |
| 辻一彦君 | |
| 連輸委員 | |
| 辞任 | |
| 加藤六月君 | |
| 渡辺省一君 | |
| 補欠 | |
| 渡辺稻葉修君 | |
| 田中直紀君 | |
| 稻葉榮一君 | |
| 渡辺閑谷勝嗣君 | |
| 田中加藤直紀君 | |
| 通信委員 | |
| 辞任 | |
| 中井滝沢幸助君 | |
| 細谷昭雄君 | |
| 補欠 | |
| 中井滝沢幸助君 | |
| 細谷昭雄君 | |
| 懲罰委員 | |
| 辭任 | |
| 瀬長龜次郎君 | |
| 田中美智子君 | |
| (特別委員辭任及び補欠選任) | |
| 一、昨二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 | |
| 公職選挙法改正に関する調査特別委員 | |

（質問書提出）
一、去る二十一日、参議院送付の次の内閣提出案
は次のとおりである。
自賠責保険の保険料値上げに関する質問主意書
(草川昭三君提出)
一、昨二十二日、議員から提出した質問主意書は
次のとおりである。
東大農学部コンピューターの民間企業による不
正使用問題に関する質問主意書(矢山有作君提
出)

国会に提出する。

昭和六年四月十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

| 別紙 | | 一 労働基準監督署 | |
|--------------------|---------|-----------|---|
| 名 | 称 | 位 | 置 |
| 札幌東労働基準監督署 | 札幌市 | 札幌市 | 札幌市のうち白石区、東区及び豊平区 恵庭市 札幌市 石狩郡(石狩町を除く)江別市 |
| 小樽労働基準監督署 | 小樽市 | 小樽市 | 小樽市 積丹郡 古平郡 余市郡 寿都郡 函館市 岩内郡 古宇郡 島牧郡 虹田郡 町、豊浦町及び洞爺村を除く。) |
| 函館労働基準監督署 | 函館市 | 函館市 | 函館市のうち東区 宗像市 宗像郡 糸島郡 福岡東労働基準監督署 |
| 福岡東労働基準監督署 | 福岡市 | 福岡市 | 福岡市のうち東区 宗像市 宗像郡 糸島郡 北九州東労働基準監督署 |
| 北九州東労働基準監督署 | 北九州市 | 北九州市 | 北九州市のうち小倉北区、小倉南区及び門司区 北九州西労働基準監督署 |
| 北九州西労働基準監督署 | 北九州市 | 北九州市 | 北九州市のうち八幡東区、八幡西区、戸畠区及 び若松区 中間市 遠賀郡 |
| 三 公共職業安定所の出張所 | 名 称 | 位 置 | 管 辖 区 域 |
| 上越南公共職業安定所 | 上 越 市 | 上 越 市 | 上越市 東頸城郡 中頸城郡のうち神崎町、大 潟町 吉川町、須城村 清里村及び三和村 |
| 上越北出張所 | 上 越 市 | 上 越 市 | 妙高市 中頸城郡のうち板倉町、妙高高原町、 |
| 新井公共職業安定所 | 新 井 市 | 新 井 市 | 新井市 中頸城郡のうち妙高村及び中郷村 |
| 沼津公共職業安定所御殿 出張所 | 御 殿 場 市 | 御 殿 場 市 | 内町 香川県 大川郡 大 |
| 長尾公共職業安定所大内 | | | |

基準法第九十七条並びに職業安定法第八条の規定により、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所を設置する等の必要があるので、別れる。

紙のとおりその設置等について、地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

昭和六十年五月二十三日 衆議院会議録第三十号 特許法等の一部を改正する法律案及び同報告書

法第三条の二第一項本文の規定を適用する。この場合において、当該先の出願が第百八十四条の三第二項の国際特許出願又は同法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願（第百八十四条の十六第四項又は同法第四十八条の十四第四項の規定により特許出願又は实用新案登録出願とみなされた国際出願を含む。）であるときは、第二十九条の二第二項中の「図面（第百八十四条の四第一項又は同法第四十八条の四第一項の外国語特許出願又は外国语実用新案登録出願にあっては国際出願日ににおける明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明を除く。）及びこれらの書類の第百八十四条の四第四項若しくは同法第四十八条の四第一項における明細書、請求の範囲若しくは国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは国際出願（図面の中の説明を除く。）」）とあるのは、「図面（図面の中の説明を除く。）」とする。

4 第一項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。（先の出願の取下げ等）

第四十二条の三 前条第一項の規定による優先権の主張とされた先の出願は、その出願の日から一年三月を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合又は当該先の出願に基づづくすべての優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りでない。

2 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願が先の出願の日から一年三月を経過した後は、その主張を取り下げることのできない。

3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願が先の出願の日から一年三月以内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。第四十三条の見出しを「（ペリ条約による優先権主張の手続）」に改める。

第四十四条第二項中「第三十条第四項」の下に「第四十二条の二第四項」を加える。

第四十五条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第四十五条 削除

第四十六条に見出として「（出願の変更）」を付し、同条第四項中「（昭和三十四年法律第百一十五号）」を削り、同条第五項中「及び前条第五項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を次に第一項を加える。

5 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、との出願は、取り下げたものとみなす。以下同じ。」にあつては、出願公告の書類の翻訳文又は国際出願日における図面（圖面の中の説明を除く。）及び図面の中の説明の出願翻訳文に改める。

面の中の説明を除く。)」とあるのは、「図面」

ものとみなす。

第四十八条の三第二項中「第四十五条第一項

若しくは第三項若しくは」を「又は」に改め、「又

は第五十三条第四項（第百五十九条第一項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。））と規定する新案登録出願と同時に特許庁長官に提出

した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

（先の出願の取下げ等）

4 第一項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。（先の出願の取下げ等）

日から第七十四条の規定により消滅し又は第六十七条第三項に規定する存続期間が満了するま

で」を削り、同項の表の下欄中「（追加の特許権にあつては、一発明につき三千五百円）」、「（追加の特許権にあつては、一発明につき五千三百円）」、「（追加の特許権にあつては、一発明につき四万二千円）」を削る。

（追加の特許権にあつては、一発明につき一万千円）」、「（追加の特許権にあつては、一発明につき二万千円）」及び「（追加の特許権にあつては、一発明につき四万二千円）」を削る。

（追加の特許権にあつては、一発明につき二五千円）」を削る。

第一百八十四条の九第一項中「国際公開がされた国际特許出願であつて優先日から一年六月以内に第一百八十四条の四第一項に規定する通知があつたものについては優先日から一年六月を経過した時又は当該通知があつた日から二月を経過した時のいずれか遅い時の後」を削り、同条第二項第五号中「及び請求の範囲及び図面の中の説明」に、「図面の出願翻訳文」を「図面(図面の中の説明を除く。)」に改める。

第一百八十四条の十の次に「一条を加える。
(在外者の特許管理人の特例)

第一百八十四条の十の二 在外者である国际特許出願の出願人は、第一百八十四条の五第一項に規定する期間内(その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時までにおいては、第八条第一項の規定にかかる規定期間内(その期間内に出願人が出願ことができる。

2 前項に規定する者(外国語特許出願の出願人にあつては、第一百八十四条の四第一項の規定により翻訳文を提出した者に限る)は、第一百八十四条の五第一項に規定する期間の経過後(その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の日後)通商産業省令で定める期間内に、特許管理人を選任して特許局長官に届け出なければならない。

3 前項に規定する期間内に特許管理人の選任の届出がなかつたときは、その国际特許出願人は取り下げたものとみなす。

第一百八十四条の十一第二項中「第四十三条第

一項」を「第四十二条の二第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項に、「出願の日」を出願の日、第四十二条の二第一項又は第四十三条第一項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の基礎とした出願の日のうち最先の日」に改め、同条第三項中「範囲又は図面」を

「範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。)」に改め、「出願翻訳文に記載した事項」の下に「又は同条第一項の国際出願日ににおける第一百八十四条の三第二項の国際特許出願の図面(図面の中の説明に限る。)」に改め、同条第五項中「及び請求の範囲及び図面の中の説明」に、「図面の出願翻訳文」を「図面(図面の中の説明を除く。)」に記載した事項」を加え、

同条第四項中「又は図面の出願翻訳文」を「若しくは図面の中の説明の出願翻訳文又は国際出願の図面(図面の中の説明を除く。)」に改め、同条第五項中「及び第五十三条第四項から第六項まで(第一百五十九条第一項(第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第一百六十一条(第一百五十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一條に規定する国際公開)とする。」と、「又は同条第一項の国際出願日における国際出願の図面(図面の中の説明を除く。)」と、「又は同条第一項の国際出願」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一條に規定する国際公開」とする。

3 外国語特許出願についての第四十二条の二第三項の規定の適用については、同項中「又は出願公開」とあるのは、「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一條に規定する国際公開」とする。

4 第四十二条の二第一項から第三項まで及び第四十二条の二第二項の先の出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際实用新案登録出願である場合における第四十二条の二第一項から第三項まで及び第四十二条の二第二項に規定する国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際实用新案登録出願における第四十二条の二第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第一百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十二条の三第一項の規定の適用にかかるわらず、第一百八十四条の五第一項に規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面及びその国際特許出願に係る発明が同条第一項又は第三項に規定する発明であることの証明する書面を、同条第四項の規定にかかるわらず、第一百八十四条の五第一項に規定する期間の経過後(その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の日後)通商産業省令で定める期間内に、特許管理人を選任して特許局長官に届け出なければならない。

5 第四十二条の二第一項の先の出願が第一百八十四条の十六第四項又は実用新案法第四十八条の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願である場合における第四十二条の二第一項から第三項まで及び第四十二条の三第一項の規定の適用については、第四十二条の二第二項の二第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第一百八十四条の十六第四項又は実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、第四十二条の三第一項中「その出願の日から一年三年月を経過した時」とあるのは「第一百八十四条の十六第四項若しくは実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日ににおける国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、第四十二条の三第一項中「その出願の日から一年三年月を経過した時」とあるのは「第一百八十四条の十六第四項若しくは実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日から一年三年月を経過した時又は第一百八十四条の十六第四項若しくは同法第四十八条の十四第四項に規定する決定の時のいずれか遅い時」とする。

5 第四十二条の二第一項を削り、同条第二項を同条とする。

6 第百八十四条の十三中「二年一月」を「二年六月」に改める。

7 第百八十四条の十四中「又は図面」を「若しくは図面(図面の中の説明に限る。)」に改め、「出願翻訳文」の下に「若しくは同条第一項の国際出願における国際出願の図面(図面の中の説明を除く。)」を加える。

8 第百八十四条の十五第一項中「図面及び」を「図面(図面の中の説明に限る。)及び」に改め、

つては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る)及び第百八十四条の十六第一項若しくは同法第四十八条の十四第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面(図面の中の説明を除く。)とあるのは、「図面」とする。

4 第一項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を実用新案登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない。

(先の出願の取下げ等)

第七条の三 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から一年三月を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され取り下げられ若しくは無効にされている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合又は当該先の出願に基づくすべての優先権の主張が取り下げられる場合には、この限りでない。

2 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の出願人は、先の出願の日から一年三月を経過した後は、その主張を取り下げる事ができない。

3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願が先の出願の日から一年三月以内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。

第八条第三項ただし書中「これらの規定の適用」の下に「第七条の二第四項の規定の適用」を加え、同条第六項中「昭和三十四年法律第百一十五号」を削る。

第九条第一項中「及び第四十条から第四十四条まで(明細書等の補正と要旨変更、優先権主張の手続及び特許出願の分割)を、第四十条から第四十二条まで(明細書等の補正と要旨変更)

更)、第四十三条(パリ条約による優先権主張の範囲)及び第四十四条(特許出願の分割)に改めること。

第十二条第三項中「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に改める。

七条の二第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第九条第一項」に改め、「(千九百零九年十二月十四日にブラッセルで、千九百一九年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーベーで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千九百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。)を削り、「認められた出願の日」を「認められた出願の日、第七条の二第一項又は第九条第一項において準用する同法第四十三条第一項の規定による二以上の優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日」に改める。

第十五条第二項中「又は第十三条において、第四十一条において準用する特許法第百五十九条第一項若しくは第百六十一条の三第一項において、若しくは第四十五条において準用する特許法第百七十四条第一項において準用する同法第一百五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第五十三条第四項の規定により」を削る。

第三十六条第一項ただし書を削る。

第四十八条の四第一項中「(条約第十七条②④の規定により国際調査報告を作成しない旨の宣言がされた国際実用新案登録出願であつて優先権

の規定により国際調査報告を作成しない旨の宣言があつたものにあつては、その通知の日から二月以内)及び「願書」を削り、「図面」の下に

項中「願書」を削り、同条第四項中「請求の範囲又は図面に記載された事項」を「若しくは請求の範囲に記載された事項又は図面の中の説明」に、「請求の範囲又は図面に記載されていなかつた」を「若しくは請求の範囲に記載されていなかつたものと、又は図面の中の説明がなかつた」に改める。

第十二条第三項中「第九条第一項」を「第三十三条第五項」に改める。

七条の二第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第九条第一項」に改め、「(千九百零九年十二月十四日にブラッセルで、千九百一九年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーベーで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千九百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。)を削り、「認められた出願の日」を「認められた出願の日、第七条の二第一項又は第九条第一項において準用する同法第四十三条第一項の規定による二以上の優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日」に改める。

第十五条第二項中「又は第十三条において、第四十一条において準用する特許法第百五十九条第一項若しくは第百六十一条の三第一項において、若しくは第四十五条において準用する特許法第百七十四条第一項において準用する同法第一百五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第五十三条第四項の規定により」を削る。

第三十六条第一項ただし書を削る。

第四十八条の四第一項中「(条約第十七条②④の規定により国際調査報告を作成しない旨の宣言がされた国際実用新案登録出願であつて優先権

の規定により国際調査報告を作成しない旨の宣言があつたものにあつては、その通知の日から二月以内)及び「願書」を削り、「図面」の下に

3 外国語実用新案登録出願についての第七条の二第三項の規定の適用については、同項中「実用新案登録出願」を「国際出願」に改め、「(圖面の中の説明を除く。)とあるのは「第四十八条の五第一項中「二年一月」を「二年六月」に改める。

第十二条第三項中「日本語実用新案登録出願」を「国際実用新案登録出願」に改め、「及び外国語実用新案登録出願に係る願書の出願翻訳文」を削り、同条第二項中「(圖面及び出願翻訳文)を「(圖面の出願翻訳文)」に改め、「(圖面並びに)、(圖面の出願翻訳文)を「(圖面における図面(図面の中の説明を除く。)及び圖面の中の説明の出願翻訳文)」に改める。

第四十八条の七第二項後段を削る。

第十二条第三項中「国際公開がされた国際実用新案登録出願であつて優先日から一年六月以内に第四十八条の四第一項に規定する通知があつたものについては優先日から一年六月を経過した時又は当該通知があつた日から二月を経過した時のいずれか遅い時の後」を削り、同条第二項第五号中「範囲」の下に「及び図面の中の説明」を加え、「(圖面の出願翻訳文)を「(圖面の中の説明を除く。)に改め、同条第三項中「(圖面の出願翻訳文)を「(圖面の中の説明を除く。)に改め、同条の次に次の一条を加える。

4 第七条の二第一項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法第百八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第七条の二第一項から第三項まで及び第七条の三第一項の規定の適用については、第七条の二第一項から第三項まで及び第七条の三第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は特許法第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面」とあるのは「先の出願の第四十八条の四第一項又は特許法第百八十四条の四第一項又は特許法第百八十四条の五第一項に規定する国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「(について出願公開)とあるのは

3 外国語実用新案登録出願についての第七条の二第三項の規定の適用については、同項中「(その出願の日から一年三月を経過した時)とあるのは「第四十八条の五第一項又は特許法第百八十四条の五第一項に規定する期間が満了した時(その期間内に出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時又は第四十

九九一

2

意匠法第十七条の三（補正後の意匠についての新出願）の規定は、前項において、第五十六条の二において準用する同法第五十一条

第一項において、又は第六十二条において準用する同法第五十六条の二において準用する

同法第五十二条第一項において、それぞれ準用する同法第十五条の二第一項に規定する期間を延長する場合に準用する。

第三十二条中「第十七条」を「第十七条の二」に、「若しくは第五十六条第一項において準用する特許法第百五十九条第一項において、若しくは第六十二条において準用する特許法第百七十四条第一項において準用する同法第百五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第五十三条第四項」を「第五十六条の二において準用する意匠法第五十二条第一項において、若しくは第六十二条において準用する同法第五十六条の二において準用する同法第五十五条第一項において、それぞれ準用する同法第十七条の二第一項」に改める。

第三十二条第一項第二号中「又は同条第二項」を「若しくは第二号、同条第二項又は同条第三項」に、同条第二項中「第十八条第一項第一号又は同条第二項」を「第十八条第三項」に改めることにより改正する。

第七条第一項第二号中「又は同条第二項」を「若しくは第二号、同条第二項又は同条第三項」に、同条第二項中「第十八条第一項第一号又は同条第二項」を「第十八条第三項」に改めることにより改正する。

3

項」を「第十七条の二第一項において準用する意匠法第十七条の三、第四十一条第三項」に改めることにより改正する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正）

第五条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「又は同条第二項」を「若しくは第二号、同条第二項又は同条第三項」に、同条第二項中「第十八条第一項第一号又は同条第二項」を「第十八条第三項」に改めることにより改正する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にした追加の特許出願であつてこの法律の施行の際に特許庁に係属しているもの又はこの法律の施行の際に存する追加の特許権については、この法律による改定の特許権の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第三条 特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面についてこの法律の施行前にした補正（出願公告をすべき旨の決定を加え、同条第二項第一号中「条約第十五条规定する」及び「（以下「国際調査」という。）」を削除する）及び「（以下「国際調査」という。）」を削除する。

正前の特許法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第四条 特許出願が提出すべき国际特許出願の範囲を変更し、願書については不規則な手続の期限を優先日から一年八月以内とする。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第六条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（翻訳文等の提出期限及び提出すべき翻訳文の範囲）

第七条 第二項第一号及び第三号を「第一項第一号、第一号を第二号とし、第二号を第三号とし、第三号を第四号」とし、同条第二項第一号の次に一号を加える。

二 特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者

第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第三号を第二号とし、第一号を第一号とし、第一号の次に一号を加える。

二 特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者

第三号を第三号とし、同条第一項の次に一号を加える。

二 前項第一号及び第三号を「第一項第一号、第一号を第二号とし、第二号を第三号とし、第三号を第四号」とし、同条第二項第一号の次に一号を加える。

二 前項第一号及び第三号を「第一項第一号、第一号を第二号とし、第二号を第三号とし、第三号を第四号」とし、同条第二項第一号の次に一号を加える。

二 前項第一号及び第三号を「第一項第一号、第一号を第二号とし、第二号を第三号とし、第三号を第四号」とし、同条第二項第一号の次に一号を加える。

二 前項第一号及び第三号を「第一項第一号、第一号を第二号とし、第二号を第三号とし、第三号を第四号」とし、同条第二項第一号の次に一号を加える。

る発明を基礎としこれを含むものについて、その出願の日につき特例を認めるとしてする等制度の改善を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特許協力条約の変更等に伴う特許法及び実用新案法の一部改正

（翻訳文等の提出期限及び提出すべき翻訳文の範囲）

（1）特許協力条約の変更等に伴う特許法及び実用新案法の一部改正

（2）特許出願が提出すべき国际特許出願の範囲を変更し、願書については不規則な手続の期限を優先日から一年八月以内とする。

（3）新規性喪失の例外規定の適用を受けるた

めの手続

（4）在外者の特許管理人の特例

（5）特許法等の一部を改正する法律案（内閣提

出 参議院送付）に関する報告書

（議案の要旨及び目的）

（6）特許法等の一部を改正する法律案（内閣提

出 参議院送付）に関する報告書

（7）特許法等の一部を改正する法律案（内閣提

出 参議院送付）に関する報告書

（8）特許法等の一部を改正する法律案（内閣提

出 参議院送付）に関する報告書

（9）特許法等の一部を改正する法律案（内閣提

出 参議院送付）に関する報告書

（10）特許法等の一部を改正する法律案（内閣提

出 参議院送付）に関する報告書

2 優先権制度の導入に伴う特許法及び実用新案法の一部改正

(1) 特許出願に基づく優先権主張

願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」といふ。)の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した発明に基づいて優先権を主張することができる。

(2) 優先権主張の効果

優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載されている発明について、先後願関係に関する規定等の適用については、当該先の出願の時にされたものとみなす。

(3) 優先権主張を伴う書面の提出

優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を特許出願と同時に提出しなければならない。

(4) 先の出願の取扱い

優先権の主張がされたときは、その主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から一年三月を経過した時に取り下げたものとみなす。

(5) 追加特許制度等の廃止

優先権制度の採用に伴い関連する補正却下の決定に基づく新出願の制度及び追加の特許制度を廃止する。

(6) 実用新案法の改正

実用新案法についても以上の特許法の改正に準ずる改正を行う。
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正
特許庁が受理する国際出願について、特許庁のはか他の国際調査機関等による国際調査等が受けられる。

4 その他

特許法及び実用新案法の改正に伴い、意匠法及び商標法における準用規定の整備を図る。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、特許協力条約に基づく国際出願制度の利用の促進を図るとともに、最近における技術開発の進展に対応するための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右趣旨告する。

昭和六十一年五月二十一日

衆議院議長 坂田 道太殿 商工委員長 粕谷 茂

[別紙]

特許法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、最近における工業所有権制度をめぐる内外の諸情勢の進展にかんがみ、工業所有権行政の一層の国際的展開を図るとともに、最近の出願件数の増大、出願内容の高度化等に伴う審査期間の長期化に適確に対処するため、特許法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部分設置に関する件を認めたところである。これが、この案件を提出する理由である。

| 名 称 | 位 置 | 管 辖 | 区 域 |
|-------------|------------------------------|-----------------------------|--------|
| 関東東北鉱山保安監督部 | 仙 台 市 | 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 東京都 | 関東東北鉱山 |
| 東 京 都 | 新潟県 群馬県 長野県 静岡県 千葉県 神奈川県 山梨県 | 京 支 部 | 東京支部 |
| 山 梨 県 | 新潟県 群馬県 長野県 静岡県 千葉県 神奈川県 | 関東東北鉱山 | 山梨県 |

ての機能の一層の充実強化を図るべきである。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部分設置に関する件

京支部の設置に関する件

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部分設置に関する件

通商産業省設置法第十四条第一項及び第十五条第一項並びに第十六条の規定により関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部を設置する必要がある

ので、別紙のとおりその設置について、地方自

治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

右 国会に提出する。

昭和六十一年三月二十日 内閣総理大臣 中曾根康弘

別紙

理由

鉱山保安行政の効率的推進を図るため、仙台鉱山保安監督部と東京鉱山保安監督部とを統合し、仙台市に関東東北鉱山保安監督部を設置するとともに、東京都に同部東京支部を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

同部東京支部を設置することについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定(「國の地方行政機関の設置に係る国会の承認に関する規定」)に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本件は、鉱山保安行政の効率的推進を図るための措置として、妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

地 方 自 治 法 第 百 五 十 六 条 第 六 項 の 規 定 に 基 づ き 、 関 東 東 北 鉱 山 保 安 監 督 部 及 び 同 部 東 京 支 部 の 設 置 等 に 關 す る 規 定 に よ り 、 仙 台 市 に 關 す る 請 求 を 承 認 を 求 め る の 件 (内 間 提 出) に 關 す る 報 告 書

本件の要旨及び目的

二 本件の議決理由

本件は、鉱山保安行政の効率的推進を図るために、通商産業省設置法第十四条第一項及び第十五条第一項並びに第十六条(「地方鉱山保安監督部等の設置等に關する規定」)の規定により、仙台市に關する規定に基づき、年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案等の一部を改正する法律案

本件は、鉱山保安行政の効率的推進を図るために、通商産業省設置法第十四条第一項及び第十五条第一項並びに第十六条(「地方鉱山保安監督部等の設置等に關する規定」)の規定により、仙台市に關する規定に基づき、年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

項の規定により前条第七項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき改定俸給)に対応する別表第一の二十の改定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」であるのは、「別表第三の二十」と読み替えるものとする。

2 第一条の十七第二項の規定は前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の算定の基礎となつている組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年年限に達している年金に限る。以下この項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは公務傷病遺族年金を受ける七十歳未満の妻・子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ適用する。この場合において、同条第一項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは「殉職年金又は公務傷病遺族年金」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二条の十七第二項の規定により読み替えた前項」と読み替えるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和六十年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の二十七に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二十一万円を加えた額)

二 殉職年金 百三十一万九千円

三 公務傷病遺族年金 百二万五千円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額に九万六千円を加えた額をもつて、これらの年金の額とする。この場合においては、第二条の九第五項の規定を準用する。

5 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については十五万八千四百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円(そのうち二人までについては、一人につき五万四百円(配偶者である扶養親族がない場合には、そのうち一人に限り十万六千八百円))を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

6 殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に第一号に掲げる額を加えた額又は同項第三号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えた額を、それそれ同項第一号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

7 二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額(第四項の規定の適用がある場合に、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和六十年八月分以後、その年金の額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の二十七に定め

る障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二十一万円を加えた額)

二 殉職年金 百三十四万四千円

三 公務傷病遺族年金 百四万五千円

4 第四項の規定は、前項第二号又は第三号の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。

5 第五項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するもの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替えるものとする。

6 第六項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者扶養遺族を有するもののこれらの年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第二号」と読み替えるものとする。

7 第七項の規定は、公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者扶養遺族を有するもの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第七項第一項から第三項までの規定に係る部分に限る。は、国民年金、障害年金又は遺族年金に限る。の額の改定について、第二条の十七の規定は前条第二項の規定の適用を受ける年金(旧法第九十条の規定による年金のうち公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金に限る。)の額の改定について、第二条の十七の規定は前条第二項の規定の適用を受ける年金(旧法第九十条の規定による年金のうち公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金に限る。)の額の改定について、それを準用する。

8 第四項の規定は、前項第二号又は第三号の規定の適用を受ける年金(旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額に九万六千円を加えた額をもつて、これらの年金の額とする。この場合においては、第二条の九第五項の規定を準用する。

9 第五項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するもの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替えるものとする。

10 第六項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者扶養遺族を有する者のこれらの年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第二号」と読み替えるものとする。

11 第一条の十四第九項の規定は、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

12 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の規定について準用する。

13 第三条の十六第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、「含む。」の下に「次条第二項」において同じ。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

14 第一条第六項の規定は、昭和六十年度における旧法による年金の額に改め、同条第一項中「俸給調整期間」に、「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度国に改め、同条第五項中「及び第十五条の七」を「第十条の九、第十五条の七及び第十五条の九」に、「俸給調整期間」を昭和五十七年度国を「第十条の七第三項及び第十条の九第二項」に改める。

15 第四条第一項中「第十条の八」を「第十条の十」に改め、同条第五項中「及び第十条の七第三項」を「第十条の九、第十五条の七及び第十五条の九」に、「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度国に改め、同条第五項中「俸給調整適用者」に、「俸給調整適用者」を「昭和五十九年法律第十九号」附則第二十条の規定による廃止前の日本専売公社法に、「日本電信電話公社法」を「日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第八十五号)附則第十一條の規定による廃止前の日本電信電話公社法」に、「及び第十五条の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。」の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。」の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。

る。)の額の改定について、第二条の十七の規定は前条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、それ準用する。

2 第一条の十七の規定は前条第二項の規定の適用を受ける年金(旧法の規定による退職年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二条の十七の規定は前条第二項の規定の適用を受ける年金(旧法第九十条の規定による年金のうち公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金に限る。)の額の改定について、それを準用する。

3 前項の規定は、前項において準用する第一条の十七第一項から第三項までの規定に係る部分に限る。は、国民年金、障害年金又は遺族年金に限る。の額の改定について、第二条の十七の規定は前条第二項の規定の適用を受ける年金(旧法第九十条の規定による年金のうち公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金に限る。)の額の改定について、それを準用する。

4 第二条の十七の規定は前条第二項の規定の適用を受ける年金(旧法の規定による退職年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二条の十七の規定は前条第二項の規定の適用を受ける年金(旧法第九十条の規定による年金のうち公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金に限る。)の額の改定について、それを準用する。

5 第五項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するもの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替えるものとする。

6 第六項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者扶養遺族を有する者のこれらの年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第二号」と読み替えるものとする。

7 第七項の規定は、公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者扶養遺族を有するもの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第七項第一項から第三項までの規定に係る部分に限る。は、国民年金、障害年金又は遺族年金に限る。の額の改定について、第二条の十七の規定は前条第二項の規定の適用を受ける年金(旧法第九十条の規定による年金のうち公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金に限る。)の額の改定について、それを準用する。

8 第四項の規定は、前項第二号又は第三号の規定の適用を受ける年金(旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額に九万六千円を加えた額をもつて、これらの年金の額とする。この場合においては、第二条の九第五項の規定を準用する。

9 第五項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するもの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替えるものとする。

10 第六項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者扶養遺族を有する者のこれらの年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第二号」と読み替えるものとする。

11 第一条の十四第九項の規定は、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

12 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の規定について準用する。

13 第三条の十六第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、「含む。」の下に「次条第二項」において同じ。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

14 第一条第六項の規定は、昭和六十年度における旧法による年金の額に改め、同条第一項中「俸給調整期間」に、「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度国に改め、同条第五項中「俸給調整適用者」に、「俸給調整適用者」を「昭和五十九年法律第十九号」附則第二十条の規定による廃止前の日本専売公社法に、「日本電信電話公社法」を「日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第八十五号)附則第十一條の規定による廃止前の日本電信電話公社法」に、「及び第十五条の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。」の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。

る。)の額の改定について、第二条の十七の規定は前条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、それ準用する。

2 第一条の十七の規定は前条第二項の規定の適用を受ける年金(旧法の規定による退職年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二条の十七の規定は前条第二項の規定の適用を受ける年金(旧法第九十条の規定による年金のうち公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金に限る。)の額の改定について、それを準用する。

3 前項の規定は、前項において準用する第一条の十七第一項から第三項までの規定に係る部分に限る。は、国民年金、障害年金又は遺族年金に限る。の額の改定について、第二条の十七の規定は前条第二項の規定の適用を受ける年金(旧法第九十条の規定による年金のうち公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金に限る。)の額の改定について、それを準用する。

4 第二条の十七の規定は前条第二項の規定の適用を受ける年金(旧法の規定による退職年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二条の十七の規定は前条第二項の規定の適用を受ける年金(旧法第九十条の規定による年金のうち公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金に限る。)の額の改定について、それを準用する。

5 第五項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するもの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替えるものとする。

6 第六項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者扶養遺族を有する者のこれらの年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第二号」と読み替えるものとする。

7 第七項の規定は、公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者扶養遺族を有するもの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第七項第一項から第三項までの規定に係る部分に限る。は、国民年金、障害年金又は遺族年金に限る。の額の改定について、第二条の十七の規定は前条第二項の規定の適用を受ける年金(旧法第九十条の規定による年金のうち公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金に限る。)の額の改定について、それを準用する。

8 第四項の規定は、前項第二号又は第三号の規定の適用を受ける年金(旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額に九万六千円を加えた額をもつて、これらの年金の額とする。この場合においては、第二条の九第五項の規定を準用する。

9 第五項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するもの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替えるものとする。

10 第六項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者扶養遺族を有する者のこれらの年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第二号」と読み替えるものとする。

11 第一条の十四第九項の規定は、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

12 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の規定について準用する。

13 第三条の十六第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、「含む。」の下に「次条第二項」において同じ。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

14 第一条第六項の規定は、昭和六十年度における旧法による年金の額に改め、同条第一項中「俸給調整期間」に、「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度国に改め、同条第五項中「俸給調整適用者」に、「俸給調整適用者」を「昭和五十九年法律第十九号」附則第二十条の規定による廃止前の日本専売公社法に、「日本電信電話公社法」を「日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第八十五号)附則第十一條の規定による廃止前の日本電信電話公社法」に、「及び第十五条の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。」の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。

昭和六十年五月二十三日 業議院会議録第三十号

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及
び同報告書

八」を「第十条の十、第十五条の八及び第十五条の十一に、「俸給調整期間」を「昭和五十七年度公企体俸給調整適用者」を「昭和五十七年度公企体俸給調整適用者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(昭和六十年度における新法による年金等の額の改定)

第十条の九 昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(次項及び第三項の規定の適用を受ける者を除く)及び同年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員(昭和五十八年度の組合員であつた期間及び昭和五十七年度の組合員であつた期間及び昭和五十八年四月一日に引き続く期間に限る。)内において、新法第二条第一項第五号に規定する俸給に係る給与法令の規定のうち一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の規定の適用を受けた昭和五十八年度内の期間又は当該俸給に係る給与法令の規定のうち同法以降のもの規定で同年度における改正が同法の改正に準じて行われたものの適用を受けた同年度内の期間及びこれに相当する昭和五十七年度内の期間で大蔵大臣が定めるもの(以下この条及び第十五条の十において「昭和五十九年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした者の係る年金、昭和五十七年度公企体俸給調整適用者の昭和五十七年度の俸給調整期間に係る新法第二条第一項第五号に規定する俸給について昭和五十九年四月一日から昭和五十八年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。)

二 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした者の係る年金、昭和五十七年度公企体俸給調整適用者の昭和五十七年度の俸給調整期間に係る新法第二条第一項第五号に規定する俸給について昭和五十九年四月一日から昭和五十八年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

三 第一条の七第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十一年三月三十日において現に支給されているものについて準用する。

四 第一条の七第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十一年三月三十日において現に支給されているものについて準用する。

五 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

(昭和六十年度における移行退職年金等の額の改定)

第十条の十 昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした旧公企体共済法の退職をした者に係る年金、当該年金額(当該俸給年額又は当該新法の俸給年額)については、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)

七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十九号又は第十九号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員及び同報告書

しきは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額を算定する場合の規定により改定する。この場合においては、第十条の二第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十七年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る年金 当該年金の額を算定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二条第一項第十七号若しくは第十九号又は同項第十九号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは旧公企体共済法の退職をした者に係る年金 当該年金額(当該俸給年額又は当該新法の俸給年額)については、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)

三月三十一日までの間に新法の退職をした昭和五十八年度國の俸給調整適用者に係る施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

三十一年までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員(昭和五十八年度の旧公企体長期組合員であつた期間及び昭和五十九年度の旧公企体長期組合員であつた期間における改正が一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて行われたものの適用を受けた同年度内の期間及びこれに相当する昭和五十七年度内の期間で大蔵大臣が定めるもの(以下この条及び第十五条の十において「昭和五十九年度公企体俸給調整期間」という。)がある者(以下この条及び第十五条の十において「昭和五十九年度公企体俸給調整適用者」という。)に係る統合法附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項に規定する移行退職年金、移行減額退職年金、移行障害年金又は移行遺族年金で、昭和六十一年三月三十一日において現に支給されているものについては、同一年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額とみなされた額とみなし、統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二条第一項第十七号若しくは第十九号又は同項第十九号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは旧公企体共済法の退職をした者に係る年金 当該年金額(当該俸給年額又は当該新法の俸給年額)については、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)

三十一年までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員(昭和五十八年度の旧公企体長期組合員であつた期間及び昭和五十九年度の旧公企体長期組合員であつた期間における改正が一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて行われたものの適用を受けた同年度内の期間及びこれに相当する昭和五十七年度内の期間で大蔵大臣が定めるもの(以下この条及び第十五条の十において「昭和五十九年度公企体俸給調整期間」という。)がある者(以下この条及び第十五条の十において「昭和五十九年度公企体俸給調整適用者」という。)に係る統合法附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項に規定する移行退職年金、移行減額退職年金、移行障害年金又は移行遺族年金で、昭和六十一年三月三十一日において現に支給されているものについては、同一年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額とみなされた額とみなし、統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二条第一項第十七号若しくは第十九号又は同項第十九号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは旧公企体共済法の退職をした者に係る年金 当該年金額(当該俸給年額又は当該新法の俸給年額)については、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)

三十一年までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員(昭和五十八年度の旧公企体長期組合員であつた期間及び昭和五十九年度の旧公企体長期組合員であつた期間における改正が一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて行われたものの適用を受けた同年度内の期間及びこれに相当する昭和五十七年度内の期間で大蔵大臣が定めるもの(以下この条及び第十五条の十において「昭和五十九年度公企体俸給調整期間」という。)がある者(以下この条及び第十五条の十において「昭和五十九年度公企体俸給調整適用者」という。)に係る統合法附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項に規定する移行退職年金、移行減額退職年金、移行障害年金又は移行遺族年金で、昭和六十一年三月三十一日において現に支給されているものについては、同一年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額とみなされた額とみなし、統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二条第一項第十七号若しくは第十九号又は同項第十九号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは旧公企体共済法の退職をした者に係る年金 当該年金額(当該俸給年額又は当該新法の俸給年額)については、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)

三十一年までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組合員(昭和五十八年度の旧公企体長期組合員であつた期間及び昭和五十九年度の旧公企体長期組合員であつた期間における改正が一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて行われたものの適用を受けた同年度内の期間及びこれに相当する昭和五十七年度内の期間で大蔵大臣が定めるもの(以下この条及び第十五条の十において「昭和五十九年度公企体俸給調整期間」という。)がある者(以下この条及び第十五条の十において「昭和五十九年度公企体俸給調整適用者」という。)に係る統合法附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項に規定する移行退職年金、移行減額退職年金、移行障害年金又は移行遺族年金で、昭和六十一年三月三十一日において現に支給されているものについては、同一年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額とみなされた額とみなし、統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二条第一項第十七号若しくは第十九号又は同項第十九号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは旧公企体共済法の退職をした者に係る年金 当該年金額(当該俸給年額又は当該新法の俸給年額)については、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)

法第二条第一項第十七号若しくは第十八号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

二 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十日までの間に旧公企体共済法の退職をした者に係る年金 昭和五十七年度公企体俸給調整適用者の昭和五十七年度公企体俸給調整期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与準則の規定の適用を、又は該昭和五十七年度公企体俸給調整期間以外の期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与準則の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第二条第一項第十七号若しくは第十八号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額(当該公企体基礎俸給年額については、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)を超える場合には、五百四十万円)を加えて得た額

三 昭和五十九年四月一日から昭和五十九年三月三十日までの間に旧公企体共済法の退職をした者に係る年金 昭和五十九年度公企体俸給調整適用者の昭和五十九年度における改正後の給与準則の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法

第二条第一項第十七号若しくは第十八号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額(当該公企体基礎俸給年額については、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)を乗じて得た額

イ 昭和五十七年三月三十日以前に新法を受ける年金の額の改定について準用する。

二 第一条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

三 前二項の規定は、国鉄共済組合が支給する年金については、適用しない。

第十五条の七第一項中「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度国の俸給調整適用者」に、「俸給調整期間」を「昭和五十七年度国の俸給調整期間」に改める。

第十五条の八第一項中「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度公企体俸給調整適用者」に、「俸給調整期間」を「昭和五十七年度公企体俸給調整適用者」に改め、同条第五項中「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度公企体俸給調整適用者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(昭和六十年度における通算退職年金及び通算遺族年金の改定)

第十五条の九 昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(第四項の規定の適用を受ける者を除く。)及び同年四月一日から昭和五十九年三月三十日までの間に新法の退職をした組合員(昭和五十九年度公企体共済法の俸給年額とみなされた額(当該公企体基礎俸給年額については、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)を加えて得た額)

三 昭和五十九年四月一日から昭和五十九年三月三十日までの間に旧公企体共済法の退職をした者に係る年金 昭和五十九年度公企体俸給調整適用者の昭和五十九年度における改正後の給与法の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第十八条第三項に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第一項に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与法令の規定の適用を、又は当該昭和五十九年度国との俸給調整期間以外の期間に係る同号に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第一項に規定する俸給の額(その額が四十五万円を超える場合には、四十五万円)

四 前三項の規定は、第十五条の七第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

五 第一項から第三項までの規定は、第十五条の七第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

六 第二項に規定する俸給の額(その額が四十五万円を超える場合には、四十五万円)

七 第二項に規定する俸給の額(その額が四十五万円を超える場合には、四十五万円)を四十五万円に相当する金額に二百四十万円を乗じて得た額

八 昭和五十九年四月一日から昭和五十九年三月三十日までの間に新法の退職をした昭和五十九年度国との俸給調整適用者の俸給年額とみなされた額(当該公企体基础俸給年額については、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)を加えて得た額

九 第十五条の十 昭和五十九年三月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした旧公企体长期組合員(昭和五十九年度組合員及び同年四月一日から昭和五十九年三月三十日までの間に旧公企体共済法の退職をした旧公企体长期組合員(昭和五十九年度公企体俸給調整適用者に限る。)に係る移行通算退職年金の額の算定の基礎となるべき新法第四条第二項に規定する法律案及

昭和六十年五月二十三日 衆議院会議録第三十号

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇〇〇

算退職年金(第四項において「昭和五十九八年三月三十一日以前等の移行通算退職年金」という。)で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該移行通算退職年金に係る旧公企体組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十六万二千八百四十八円

二 移行通算退職年金の仮定俸給(次のイ、ロ又はハに掲げる當該移行通算退職年金の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。)の千分の十に相当する金額を二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十七年三月三十一日以前に旧公企体共済法の退職をした者に係る移行通算退職年金 当該移行通算退職年金に係る第十五条の八第一項第二号に規定する

移行通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額が別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした者に係る移行通算退職年金 昭和五十七年度公企体俸給調整適用者の昭和五十七年度公企体俸給調整期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与規則の規定の適用を受けていたとしたならば、当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額を十二で除して得た額(その額が四十五万円を超える場合に

は、四十五万円)

2

第十五条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第十五条の十第一項の」と、「次項第一号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第十

五条の八第二項第一号」と、「前項第二号」とあるのは「第十五条の十第一項第二号」と、同

第十項の規定、同条第二項において読み替えられた第二項の規定及び同条第三項」と読み替えるものとする。

3 第一条第六項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用す

る。

4 昭和五十八年三月三十一日以前等の移行通算退職年金に係る移行通算遺族年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該移行通算遺族年金を移行通算退職年金とみなして前三項の規定によりその額を

なるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額を十二で除して得た額(その額が四十五万円を超える場合には、四十五万円)

八 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公企体共済法の退職をした昭和五十九年度公企体俸給調整適用者に係る移行通算退職年金

昭和五十九年度公企体俸給調整期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与規則の規定の適用を受けていたとしたならば、当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額を十二で除して得た額(その額が四十五万円を超える場合に

は、四十五万円)

八」を「第十五条の十」に改め、同条第一号中「ま

で」の下に「及び第三条の十七第一項」を加え、

第十七条各号列記以外の部分中「第十五条の十」に改める。

八」を「第十五条の十」に改め、同条第一号中「ま

で」の下に「及び第三条の十七第一項」を加え、

第十八条各号列記以外の部分中「第十五条の十」に改める。

八」を「第十五条の十」に改め、同条第一号中「ま

で」の下に「及び第三条の十七第一項」を加え、

| 別表第一の二十(第一条の十七、第二条の十七関係) | 別表第一の十九の仮定俸給 |
|--------------------------|--------------|
| | 七七、六五〇円 |
| | 八〇、八〇〇 |
| | 八二、七五〇 |
| | 八四、七三〇 |
| | 八六、九六〇 |
| | 九〇、一二〇 |
| | 九二、八六〇 |
| | 九五、三八〇 |
| | 九八、四八〇 |
| | 一〇一、五九〇 |
| | 一〇四、九九〇 |
| | 一〇八、四二〇 |
| | 一一二、七一〇 |
| | 一一五、四二〇 |
| | 一一八、九一〇 |
| | 一二二、三〇〇 |
| | 一二九、〇五〇 |
| | 一三〇、八五〇 |
| | 一三六、〇五〇 |
| | 一四二、九五〇 |
| | 一五〇、五八〇 |
| | 一五四、四八〇 |
| | 一六〇、二〇〇 |

別表第一の十九の仮定俸給

| 別表第一の十九の仮定俸給 | 同条第二項 |
|--------------|---|
| 八〇、三七〇円 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 八三、六三〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」に改める。 |
| 八五、六五〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 八七、六九〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 九〇、〇〇〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 九三、二七〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 九六、一一〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 九八、七三〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 一〇一、九三〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 一〇五、一五〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 一〇八、六七〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 一一二、二〇〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 一一六、六三〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 一一九、四二〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 一二三、〇二〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 一二六、五二〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 一三三、四八〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 一三五、三三〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 一四〇、六九〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 一四七、八一〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 一五五、六八〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 一五六、七〇〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 一六三、五三〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |

別表第一の十九の仮定俸給

| 別表第一の十九の仮定俸給 | 同条第二項 |
|--------------|---|
| 八〇、三七〇円 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 八三、六三〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 八五、六五〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 八七、六九〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 九〇、〇〇〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 九三、二七〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 九六、一一〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 九八、七三〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 一〇一、九三〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 一〇五、一五〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 一〇八、六七〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 一一二、二〇〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 一一六、六三〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 一一九、四二〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 一二三、〇二〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 一二六、五二〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 一三三、四八〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 一三五、三三〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 一四〇、六九〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 一四七、八一〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 一五五、六八〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |
| 一五六、七〇〇 | 「第二条の十六」を「第二条の十七」に、「第三条の十六」を「第三条の十七」に、「第十条の八」を「第十条の十」を加え、「及び第十五条の八」の下に「第十条の九」を加え、同条 |
| 一六三、五三〇 | 第十六条中「第一条の十六」を「第一条の十七」に、 |

別表第一の十九の仮定俸給

昭和六十年五月二十二日 衆議院会議録第三十号

昭和四十一年度以後における國家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及
び同報告書

| | |
|---------|---------|
| 一六三、四九〇 | 一七二、二〇〇 |
| 一六六、六一〇 | 一七八、六八〇 |
| 一七五、六八〇 | 一八〇、一四〇 |
| 一八〇、一四〇 | 一八四、八四〇 |
| 一九三、八六〇 | 一九一、〇〇〇 |
| 一九三、九七〇 | 二〇〇、二九〇 |
| 二〇五、三三〇 | 二〇九、六八〇 |
| 二一七、八五〇 | 二一〇、二九〇 |
| 二二九、五二〇 | 二一九、八八〇 |
| 二三三、〇七〇 | 二三〇、八七〇 |
| 二三四、六一〇 | 二四一、七五〇 |
| 二四〇、〇七〇 | 二四八、四九〇 |
| 二四五、九七〇 | 二四五、〇五〇 |
| 二五六、八九〇 | 二六八、三八〇 |
| 二七二、五三〇 | 二八一、四二〇 |
| 二七五、〇一〇 | 二八三、九六〇 |
| 二八四、八四〇 | 二九四、一〇〇 |
| 二九七、二三〇 | 三〇六、八八〇 |
| 三〇九、五七〇 | 三一九、五九〇 |
| 三一九、八三〇 | 三二九、三三〇 |
| 三三一、五四〇 | 三三二、二三〇 |
| 三三九、七八〇 | 三三三、二二〇 |
| 三五三、六六〇 | 三五二、二二〇 |
| 三六九、七一〇 | 三六五、〇五〇 |
| 三七七、八〇〇 | 三四八、六八〇 |
| 三八五、四六〇 | 三四九、九〇〇 |
| 三九〇、六八〇 | 三九七、八三〇 |
| 三九七、五九〇 | 三九八、九〇〇 |
| 三八九、九三〇 | 三九九、九〇〇 |
| 三九七、八三〇 | 四〇〇、一〇〇 |
| 三九九、九〇〇 | 四〇一、一〇〇 |
| 四〇〇、九〇〇 | 四〇二、二七〇 |
| 四〇七、四七〇 | 四〇三、五三〇 |
| 四一四、九八〇 | 四〇四、九六〇 |
| 四一八、二六〇 | 四一三、五三〇 |
| 四四二、二三〇 | 四二八、二七〇 |
| 四五〇、〇八〇 | 四五二、九六〇 |
| 四五六、一一〇 | 四五三、九〇〇 |
| 四五七、五一〇 | 四五六、一三〇 |
| 四五八、八四〇 | 四五八、八四〇 |
| 四五九、五二〇 | 四五九、三四〇 |
| 四六一、四一〇 | 四六二、一七〇 |
| 四六三、九八〇 | 四六四、一七〇 |
| 四七〇、〇一〇 | 四八二、一七〇 |
| 四八四、九四〇 | 四八六、二七〇 |
| 四八六、〇八〇 | 四八六、四四〇 |
| 四八七、二七〇 | 四八七〇 |
| 四八八、四四〇 | 四八八〇 |
| 四八九、四四〇 | 四八九〇 |
| 四五八、八四〇 | 四五八〇 |
| 四五九、三七〇 | 四五九〇 |

| | | | |
|--------------------|---|---|---------|
| 別表第一の二十の下欄に掲げる仮定俸給 | 率 | 四九二、六三〇 | 五〇六、五三〇 |
| | | 年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十九の仮定俸給の額が四九二、六三〇円を超える場合においては、その額に一三、九〇〇円を加えた額をこの表の仮定俸給とする。 | |

| |
|----|
| 備考 |
|----|

| | |
|---------------------------|--------|
| 三三一、二三〇円以上のもの | 一三一、〇割 |
| 三〇六、八八〇円を超える三三一、二三〇円未満のもの | 一三一、八割 |
| 二九四、一〇〇円を超える三〇六、八八〇円以下のもの | 一四・五割 |
| 二八三、九六〇円を超える二九四、一〇〇円以下のもの | 一四・八割 |
| 二〇〇、二九〇円を超える二八三、九六〇円以下のもの | 一五・〇割 |
| 一九一、〇〇〇円を超える二〇〇、二九〇円以下のもの | 一五・五割 |
| 一七二、二〇〇円を超える一九一、〇〇〇円以下のもの | 一六・一割 |
| 一四〇、六九〇円を超える一七二、二〇〇円以下のもの | 一六・九割 |
| 二五、三三〇円を超える一四〇、六九〇円以下のもの | 一七・四割 |
| 二二六、五二〇円を超える一三五、三三〇円以下のもの | 一七・八割 |
| 一二三、〇一〇円を超える一二六、五二〇円以下のもの | 一八・一割 |
| 一九、四二〇円を超える一二三、〇一〇円以下のもの | 一八・九割 |
| 一〇五、一五〇円を超える一二九、四二〇円以下のもの | 一九・八割 |
| 九三、二七〇円を超える一〇五、一五〇円以下のもの | 二〇・二割 |
| 九〇、〇一〇円を超える九三、二七〇円以下のもの | 二〇・九割 |
| 八七、六九〇円を超える九〇、〇一〇円以下のもの | 二一・三割 |
| 八五、六五〇円を超える八七、六九〇円以下のもの | 二一・九割 |
| 八三、六三〇円を超える八五、六五〇円以下のもの | 二二・六割 |
| 八〇、三七〇円を超える八三、六三〇円以下のもの | 二三・三割 |
| 八〇、三七〇円のもの | 二三・九割 |

別表第四の二十六の次に次の二表を加える。

| 障害の等級 | 年金額 |
|-------|------------|
| 一 | 四、二一〇、〇〇〇円 |
| 二 | 三、五〇三、〇〇〇円 |
| 三 | 二、八八一、〇〇〇円 |
| 四 | 一、五〇四、〇〇〇円 |

別表第四の二十七(第二条の十七関係)

昭和六十年五月二十三日 衆議院会議録第三十号 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及

び同報告書

10011

| 四 五 六 | 備考 | 別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について適用する。 |
|-------------|----|--|
| 級 | 級 | 級 |
| | | 二、二七七、〇〇〇円 |
| | | 一、八三八、〇〇〇円 |
| | | 一、四八五、〇〇〇円 |

別表第四の二十八(第二条の十七関係)

| 障害の等級 | 年 | 金額 |
|-------|------------|----|
| 一 | 四、二四〇、〇〇〇円 | |
| 二 | 三、五三三、〇〇〇円 | |
| 三 | 二、九一、〇〇〇円 | |
| 四 | 二、三〇一、〇〇〇円 | |
| 五 | 一、八六三、〇〇〇円 | |
| 六 | 一、五〇五、〇〇〇円 | |

備考

別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について適用する。

別表第十三の次に次の二表を加える。

別表第十四(第十条の九、第十条の十、第十五条の九、第十五条の十関係)

| 俸給年額 | 率 | 金額 |
|---------------------|-------|----------|
| 一、二七五、〇〇〇円未満のもの | 一・〇三五 | 〇円 |
| 一、二七五、〇〇〇円以上五、二二六、一 | 一・〇三一 | 五、一〇〇円 |
| 五、二二六、一三〇円以上のもの | 一・〇〇〇 | 一六六、八〇〇円 |

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第一條 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)
第二条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百一十八号)の一部を次のように改正する。

第一百条第三項中「四十五万円」を「四十六万円」に改める。
(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する規定)
第二十条 第十三条の二中「八十万六千五百円」を「八十一万五千円」に改め、同項第二条施行法の一部改正)

(国家公務員等共済組合法の一部改正)
第二条 国家公務員等共済組合法の长期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百一十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「八十万六千八百円」を「八十一万五千円」に改める。
(国家公務員等共済組合法の长期給付に関する規定)
第二十四条の二第一項第一号中「八十万六千五百円」を「八十一万五千円」に改め、同項第二条施行法の一部改正)

に改める。

第三十三条第一項中「百三十七万円」を「百十四万円」に改め、同条第二項中「百三十七万円」を「百四十四万円」に、「百二十七万四千円」を「八万五千六百円」に改め、同条第三項中「八十三万五千円」に改める。

第四十五条の三の二中「八十万六千八百円」を「八万四百円」に改め、同条第一項中「三、八万五千六百円」を「五万四百円」に改める。

別表第一中「三、六九一、四〇〇円」を「三、八四九、八〇〇円」に、「二、五〇六、四〇〇円」を「二、六一八、八〇〇円」に、「一、七四一、四〇〇円」を「一、八二一、八〇〇円」に改め、同表の備考二中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に、「四万五千六百円」を「五万四百円」に、「九万九千六百円」を「十万六千八百円」に改める。

別表第一中「三、六九一、四〇〇円」を「三、八四九、八〇〇円」とあるのは「百四十一万五千円」とあるのは「百三十一万九千円」と、同表中「三、八四九、八〇〇円」とあるのは「三、八一九、八〇〇円」と、「一、六一八、八〇〇円」とあるのは「一、五九三、八〇〇円」と、「一、八二一、八〇〇円」とあるのは「一、八〇一、八〇〇円」とあるのは「一、八〇一、八〇〇円」とする。

(昭和五十九年度に旧公企体共済法の退職をした者に係る移行年金の額の特例)

第三条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十号中「第一条の十六」を「第二条の十七」に改める。

二条の十七に改める。

附則

第一條 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第百一条第三項の規定は、昭和六十一年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛け金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

(六十歳以上の者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の长期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という)の規定により算定した統合法附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十二条第三項又は第二十二条第三項に規定する移行退職年金、移行減額退職年金、移行障害年金又は移行遺族年金(以下この条において「移行年金」という。)の額(第一条の規定による改正後の施行法)という。の規定は、昭和六十一年三月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同年四月分以後適用する。

第四条 昭和五十九年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公企体共済法(国家公務員等共済組合法の长期給付に関する施行法)をいう。以下の退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。)をした者(国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第八十二号。以下「統合法」という。)第四条の規定による改正前後の国家公務員等退職手当法(昭和二十九年法律第八十二号)第五条の二の規定の適用を受けた者に限る。)に係る統合法附則の規定により算定した統合法附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十二条第三項又は第二十二条第三項に規定する移行退職年金、移行減額退職年金、移行障害年金又は移行遺族年金(以下この条において「移行年金」という。)の額(第一条の規定による改正後の施行法)という。の規定は、昭和六十一年三月三十日以前における国

国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(以下「改正後の年金額改定法」という。)第十条の十の規定の適用があつた場合は、同条による改正後の年金額が、当該移行年金に係る旧公企体共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額(その額について年金額の最低保障に関する旧公企体共済法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつていた旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額にその額が改正後の年金額改定法第十四条の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乘じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企体共済法の規定の例により算定した額(その額に五十円未満の端数があるときはこれを切らしめた額をもつて、当該移行年金の額とする。政令への委任)改正後の年金額改定法第十七条第四号の規定は、前項の規定の適用により增加する長期給付に要する費用の負担について準用する。

第五条 前三条に定めるものほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関する必要な事項は、政令で定める。

理由

国家公務員等共済組合等からの年金の額につき恩給法等の改正内容に準じてその引上げを図る等所の措置を講ずるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ある。

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

法律案の要旨及び目的

本案は、国家公務員等共済組合等からの年金の額につき恩給法等の改正内容に準じてその引き上げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額を引き上げる等の必要があるとするもので、主な内容は次のとおりである。

1 既裁定年金の年金額の引上げ
恩給における措置にならない、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(以下「旧令特別措置法」という。)旧国家公務員共済組合法(以下「旧法」という。)及び國家公務員等共済組合法(以下「新法」という。)に基づく年金について、その年金の額の算定の基礎となつた俸給を昭和五十九年度の国家公務員の給与の改善内容に準じて増額することにより、年金の額を引き上げること。

(1) 掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額について、国家公務員の給与の改善内容等を考慮し、現行の四五〇、〇〇円を四六〇、〇〇〇円に引き上げること。
(2) 昭和五十八年度において退職した公企体職員の旧公共企業体職員等共済組合法に基づく退職年金等の額について、所要の措置を講ずること。
(3) その他所要の措置を講ずること。

4 施行期日
この法律は、昭和六十一年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由
恩給における措置にならない、国家公務員等共済組合等からの年金の額を引き上げるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額を引き上げる等所要の措置を講ずることは時宜に適するものと認めるが、なお、施行期日を公布の日に改める等の必要があるので、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
年金額の改定に伴う増加所要額は、昭和六十一年の年金受給者の年金をいい、旧法に基

づく年金とは、恩給と共に年金を一本に統合した新法(現行法)施行前の雇用人だけの共済組合當時の年金をいう。

退職年金等の最低保障額の引上げ

恩給における措置にならない、六十五歳以上年四月から引き上げるほか、遺族年金及び公務関係年金受給者の最低保障額については、同年八月から、更に、その額を増額すること。

昭和六十一年五月二十一日
衆議院議長 坂田 道太殿
〔別紙〕
(小字及び()は修正)
右報告する。

大蔵委員長 越智 伊平
〔別紙〕

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。
第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二百零一条第三項の規定は、昭和六十一年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。(改正後の法(以下「改正後の施行法」という。)の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。)
第三条 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法(以下「改正後の施行法」という。)第三百零三条第三項の規定は、昭和六十一年三月分以後の俸給を昭和五十八年度の仲裁裁定等の改善内容に準じて増額することにより、年金の額を引き上げる。また、昭和五十九年度において仲裁裁定等による給付と改定の適用を受けた者で同年度に退職したものに係る年金については、その年金の額の算定の基礎となつた俸給を昭和五十八年度の仲裁裁定等の改善内容に準じて増額する。この法律は、昭和六十一年四月一日から施行すること。

〔施行期日〕

と、同条第二項中「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」と、「百三十四万四千円」とあるのは「百三十二万九千円」と、同表中「二」、「八四九、八〇〇円」とあるのは「三、八一九、八〇〇円」と、「一、六一八、八〇〇円」とあるのは「一、五九三、八〇〇円」と、「一、八一、八〇〇円」とあるのは「一、八〇一、八〇〇円」とする。

[別紙]

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する附帯決議

政府は、左記事項について配慮すべきである。

恩給の歴史的経過も考慮しつつも、年金の大改革に当たつては、適正・公平の原則に立ち、老後の生活保障の視点に立つて他の年金との調整を図ること。

國鉄共済組合に対する國家公務員共済組合等のみによる財政調整事業は、昭和六十四年度までが限度であると考えられるので、昭和六十五年度以降については、全ての被用者年金制度間の負担の調整が図られるよう、検討に着手すること。

一 共済年金制度については、歴史的経緯に配慮し、公務員制度の一環としての側面も考慮すること。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案右
国会に提出する。
昭和六十年三月十九日
内閣総理大臣 中曾根康弘

農業者年金基金法の一部を改正する法律
農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。
第十一条第一項中「及び理事」を削り、「監事」を

「理事及び監事」に改める。

第二十二条第一項中「行なう」を「行う」に、「被

保険者であつて」を「被保険者（同法第七条第一項第二号又は第三号に該当する者を除き、かつ、六十歳未満の者に限る。）であつて」に改め、同条第一項第三号中「第七条第二項第一号」を第七条第一項第一号又は同法附則第三条第一項第一号に改め、同号を「同号」を「同法第七条第一項第二号又は同法

に、「同号」を「同法第七条第一項第二号又は同法

附則第三条第一項第一号」に改め、同項に次の二号を加える。

四 その者が農林漁業団体役員期間（農業者年

金の被保険者が農業協同組合、土地改良区、

森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業団

体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十

九号）第一条第一項各号に掲げる法律の規定

に基づき設立された法人で政令で定めるもの

の員員に選挙され、又は選任され、かつ、そ

の職務について常時勤務に服すこととなつたことにより国民年金法附則第三条第一項第一号に該当するに至つたため農業者年金の被

保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合（その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前

前日までの間引き続き当該法人の常時勤務に

履する役員であり、かつ、同号に掲げる者で

あつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。におけるその農業者年金の被

保険者でなくなつた日の属する月からその

までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同

号に該当しなくなつた日の属する月の前月

までの期間を合算した期間（以下「保

険料納付済期間等」という。）が、経営移譲年金の支給を受けることができる六十歳以上の者

が、国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。

イ 国民年金法第九条第一号若しくは第三号

又は同法附則第三条第一項第一号若しくは

第五条第五項第一号に該当するに至つたこ

とににより国民年金の被保険者の資格を喪失

したとき。

ロ 国民年金法第二十六条の規定により六十

歳に達したときに同法の老齢基礎年金の

支給を受けることができる六十歳以上の者

が、国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。

三 国民年金法第七条第一項第二号又は同法附

則第三条第一項第一号に該当するに至つたと

き。

四 六十歳に達する日前に経営移譲年金の支給

を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満

たしている者にあつては、六十歳に達したと

き。

五 六十歳に達する日前に経営移譲年金の支給

を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満

たしていない者にあつては、六十歳に達す

る日前に当該保険料納付済期間等を満たすに

至つたとき。

六 六十五歳に達したとき。

第二十三条第一項中「国民年金の被保険者」を「第二項」を加える。

第二十五条各号列記以外の部分中「第一号」を「第一号から第四号まで及び第六号」に改め、同条第一号を次のように改める。

第一号を次のように改める。

一 死亡したとき。

第二十五条第五号中「同項」の下に「又は同条第二項」を加え、同号を同条第十号とし、同条第四

号中「同項」の下に「又は同条第二項」を加え、「行

う」を「行う」に改め、同号を同条第九号とし、第一

同条第三号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第七号とし、第一

同条第八号とし、同条中第二号を第七号とし、第一

号の次に次の五号を加える。

二 国民年金の被保険者の資格を喪失したと

き。ただし、次のイ又はロに該当するときを除く。

イ 国民年金法第九条第一号若しくは第三号

又は同法附則第三条第一項第一号若しくは

第五条第五項第一号に該当するに至つたこ

とににより国民年金の被保険者の資格を喪失

したとき。

ロ 国民年金法第二十六条の規定により六十

歳に達したときに同法の老齢基礎年金の

支給を受けることができる六十歳以上の者

が、国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。

三 国民年金法第七条第一項第二号又は同法附

則第三条第一項第一号に該当するに至つたと

き。

四 六十歳に達する日前に経営移譲年金の支給

を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満

たしている者にあつては、六十歳に達したと

き。

五 六十歳に達する日前に経営移譲年金の支給

を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満

たしていない者にあつては、六十歳に達す

る日前に当該保険料納付済期間等を満たすに

至つたとき。

六 六十五歳に達したとき。

第二十六条第一項中「保険料納付済期間（納付された保険料（第七十三条の規定により徴収された保険料を含む。）に係る被保険者期間を合算した期

間をいう。以下同じ。）と第二十二条第二項第三号

第四十七条第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる者以外の者で、保険料納付済

期間等が二十年以上であり、かつ、六十歳に

達した日の前日において、農地等につき所有

権若しくは使用収益権に基づいて耕作若しく

は養畜の事業を行う者又は第二十三条第一項

第二号若しくは第三号に掲げる者に該当して

いたもの

第四十八条第一項「八百九十五円」を「五百五十八円」

に改める。

第五十二条第一項中「第二十三條第二項」を「第二十三

条第三項」に改め、「含む。」の下に「第二十八条

第一項第二号」を加える。

第五十二条第一項中「第四十四条」を「第四十四

条第一項」に、「同条第一号に掲げる額とを合算し

た額」を「同項第一号に掲げる額とを合算した額

（経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四

十一条第一号又は第二号の経営移譲が第四十四条

第一項の加算の要件に該当する経営移譲である場

合には、その額に第二号に掲げる額及び同項第二

号に掲げる額を加算した額」に、「第二号に掲げ

る額と同項第一号に掲げる額とを合算した額」を

「第三号に掲げる額と同項第三号に掲げる額とを

合算した額（経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一条第一号又は第二号の経営移譲が

第四十四条第一項の加算の要件に該当する経営移

譲である場合には、その額に第四号に掲げる額及

び同項第四号に掲げる額を加算した額」に改め、

同項第一号中「三千五百七十五円」を「千六百七十

円」に改め、同項第一号中「三百五十八円」を「五

百五十八円」に改め、同項に次の二号を加える。
 二 次のイに掲げる額に次のロに掲げる数を乗じて得た額
 イ 一百六十八円に、二百四十から被保険者期間と加算期間とを合算した期間の月数を控除した数を乗じて得た額の三分の一に相当する額
 ロ 第二号ロに掲げる数
 四 次のイに掲げる額に次のロに掲げる数を乗じて得た額
 イ 五十円に、二百四十から被保険者期間と加算期間とを合算した期間の月数を控除した数を乗じて得た額の三分の一に相当する額
 ロ 第二号ロに掲げる数
 第五十四条第一号を次のように改める。
 一 支給を受けた経営移譲年金の総額（支給を受けるべき経営移譲年金でまだ支給を受けていないものの額を含む。第五十六条において同じ。）が、その者の死亡日の属する月の前月までの農業者年金の被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間

| 別表(第五十四条、第五十六条関係) | | 金 | 額 |
|---|-------|----------|---|
| 資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの農業者年金の被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間 | | | |
| 三年以上 | 四年未満 | 九五、〇〇〇円 | |
| 四年以上 | 五年未満 | 一二六、〇〇〇円 | |
| 五年以上 | 六年未満 | 一五七、〇〇〇円 | |
| 六年以上 | 七年未満 | 二〇五、〇〇〇円 | |
| 七年以上 | 八年未満 | 二五二、〇〇〇円 | |
| 八年以上 | 九年未満 | 二九八、〇〇〇円 | |
| 九年以上 | 一〇年未満 | 三四六、〇〇〇円 | |
| 一〇年以上 | 一一年未満 | 三九三、〇〇〇円 | |

ける保険料納付済期間についての別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に

同表の下欄に掲げる額以上の額である者であるとき。

掲げる額以上の額である者であるとき。

の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めるこ

とができる。

第九十九条第一項中「三万円」を「二十万円」に改める。

第一百一条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第十条の二を次のように改める。

（国庫補助等）

第十条の二 国庫は、第六十四条に規定する額を負担するほか、当分の間、毎年度、基金に対し、経営移譲年金の給付に要する費用の額（第

五十二条の規定によりその額が計算される経営移譲年金の給付に要する費用のうち同条第一項各号及び第二項各号に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用の額を除く。）の六分の一に相当する額を補助する。

三 前項の規定の適用がある間は、第六十五条第三項中「及び国庫負担の額」とあるのは、「、国庫負担の額及び附則第十条の二第一項の規定による国庫補助の額」とする。

四 附則第十条の二の二及び第十条の三を削る。

別表を次のように改める。

三 前項の規定の適用がある間は、第六十五条第三項中「及び国庫負担の額」とあるのは、「、国庫負担の額及び附則第十条の二第一項の規定による国庫補助の額」とする。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表の改正規定並びに附則第十五条から第十七条まで及び第二十四条の規定は、昭和六十二年一月一日から施行する。
（役員の任期に関する経過措置）

| | |
|------------|-----------|
| 二〇年以上二二年未満 | 四四一、〇〇〇円 |
| 二一年以上二三年未満 | 四五八、〇〇〇円 |
| 二三年以上二四年未満 | 五三五、〇〇〇円 |
| 二四年以上二五年未満 | 五八二、〇〇〇円 |
| 二五年以上二六年未満 | 六二九、〇〇〇円 |
| 二六年以上二七年未満 | 六七六、〇〇〇円 |
| 二七年以上二八年未満 | 七二四、〇〇〇円 |
| 二八年以上二九年未満 | 七七一、〇〇〇円 |
| 二九年以上二〇年未満 | 八一八、〇〇〇円 |
| 二〇年以上二一年未満 | 八六五、〇〇〇円 |
| 二一年以上二二年未満 | 九一二、〇〇〇円 |
| 二二年以上二三年未満 | 九六〇、〇〇〇円 |
| 二三年以上二四年未満 | 一〇〇七、〇〇〇円 |
| 二四年以上二五年未満 | 一〇四、〇〇〇円 |
| 二五年以上二六年未満 | 一一一、〇〇〇円 |
| 二六年以上二七年未満 | 一四八、〇〇〇円 |
| 二七年以上二八年未満 | 一九六、〇〇〇円 |
| 二八年以上二九年未満 | 二四三、〇〇〇円 |
| 二九年以上二〇年未満 | 二九〇、〇〇〇円 |
| 二〇年以上二一年未満 | 三三七、〇〇〇円 |
| 二一年以上二二年未満 | 三八四、〇〇〇円 |
| 二二年以上二三年未満 | 四三一、〇〇〇円 |
| 二三年以上二四年未満 | 四七九、〇〇〇円 |
| 二四年以上二五年未満 | 五二六、〇〇〇円 |
| 二五年以上二六年未満 | 五七四、〇〇〇円 |
| 二六年以上二七年未満 | 六二〇、〇〇〇円 |
| 二七年以上二八年未満 | 六六七、〇〇〇円 |
| 二八年以上二九年未満 | 七一五、〇〇〇円 |
| 二九年以上 | 七六二、〇〇〇円 |

第二条 この法律の施行の際現に農業者年金基金（以下「基金」という。）の理事である者の任期について、なお従前の例による。

（厚生年金保険の適用事業所の範囲の拡大に伴い被保険者の資格を喪失した者についての特例）

第三条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項第二号に掲げる事業所又

は事務所（常時五人以上の従業員を使用する事務所を除く。）に使用される者に該当する農業者年金の被保険者が、当該事業所又は事務所に同一項目の規定が適用されるに至つたため農業者年金の被保険者でなくなった場合において、その農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からその者を農業者年金の被保険者とみなしてこの法律による改正後の農業者年金基金法（以下「新法」という。）第二十五条（第三号を除く。）の規定を適用したとすればその者が農業者年金

は事務所（常時五人以上の従業員を使用する事務所を除く。）に使用される者に該当する農業者年金の被保険者が、当該事業所又は事務所に同一項目の規定が適用されるに至つたため農業者年金の被保険者でなくなった場合において、その農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からその者を農業者年金の被保険者とみなしてこの法律による改正後の農業者年金基金法（以下「新法」という。）第二十五条（第三号を除く。）の規定を適用したとすればその者が農業者年金

は、政令で定める。

（被保険者の資格を喪失することとなる日又はその者が当該事業所若しくは事務所に使用されなくなつた日のいずれか早い日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間は、その者の申出により、次の表の上欄に掲げる新法の規定の同表の下欄に掲げる期間に算入する。この場合において、同表の上欄に掲げる規定の適用について必要な技術的説明をその他の必要な事項について

| 第二十二条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。） | 次に掲げる期間を合算した期間 |
|---|--|
| 第二十三条第二項第三号、第二十五条第四号及び第五号、第二十六条第一項及び第四項（第二十六条の二第三項（第二十六条の二第二項）において準用する場合を含む。）第二項において準用する場合を含む。）ににおいて準用する場合を含む。） | 第二十二条第二項（第二十六条の二第三項（第二十六条の二第二項）において準用する場合を含む。）第二項及び第二十一項並びに第四十七条第二号） |
| 第二十八条第一項第二号 | 第二十二条第二項各号に掲げる期間を合算した期間 |

（短期被用者年金期間に関する経過措置）

第四条 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者であつてこの法律による改正前の農業者年金基金法（以下「旧法」という。）第二十二条第二項第三号の短期被用者年金期間を有するものについての新法の適用については、当該期間は、新法第二十二条第二項第三号の短期被用者年金期間とみなす。

第五条 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者が、施行日に国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第七条第一項第二号又は同法附則第三条第一項第一号に該当しており、かつ、その後同法第七条第一項第二号又は同法

（厚生年金保険の適用事業所の範囲の拡大に伴い被保険者の資格を喪失した者についての特例）

第六条 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者が、施行日に新法第二十二条第二項第四号の政令で定める法人の常時勤務に屬する役員であり、かつ、その後国民年金法附則第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用について、同号中「国民年金法附則第三条第一号に該当しなかつた場合についての新法第二十二条第二項第三号（新法第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「国民年金法（以下「旧国民年金法」と

昭和六十年五月二十三日 衆議院会議録第二十号 農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び同報告書

いう。)第七条第二項第一号」と、「なくなつた後国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の国民年金法(以下「新国民年金法」という。)附則第三条第一項第一号」と、「同号に掲げる者」とあるのは「旧国民年金法第七条第二項第一号又は新国民年金法附則第三条第一項第一号に掲げる者」と、「その農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月」とあるのは「昭和六十年四月」とする。

(保険料納付済期間等に関する経過措置)

第七条 農業者年金基金法の一部を改正する法律

昭和四十九年改正法附則第七条第三項又は農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第四十二号。以下「昭和五十四年改正法」という。)附則第三条第三項の規定により農業者年金の被保険者の資格を取得した者について次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、当該規定に規定する同表の中欄に掲げる期間に、それぞれ同表の下欄に掲げる期間を算入する。

新法第二十三条第二項第三号並びに第二十五条第四号及び第五号

昭和四十九年改正法附則第七条第二項の定期期間を合算した期間、昭和五十四年改正法附則第二条第四項の規定による納付がされた同条第六項の表備考の特例短期被用者年金期間及び同条第六項の表備考の特例短

新法第二十六条の二 保険料納付済期間等

昭和五十四年改正法附則第三条第四項の規定による納付がされた同項の納付対象期間と、同条第六項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間を合算した期間

(資格の喪失の特例に関する経過措置)

第八条 施行日前の保険料納付済期間等が十五年以上である者が、施行日に国民年金法第七条第一項第二号又は同法附則第三条第一項第一号に該当しており、かつ、その後同法第七条第一項第二号又は同法附則第三条第一項第一号に該当しなかつた場合についての新法第二十六条の二及び第二十

六条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

| | | |
|--------------|------------------|----------------|
| 新法第二十六条の二第二項 | 国民年金法附則第三条第一項第一号 | 国民年金法第七条第一項第一号 |
| 同法 | 新法第二十六条の二第二項 | 新法第二十六条の二第二項 |
| 旧国民年金法 | 国民年金法第七条第一項第一号 | 国民年金法第七条第一項第一号 |

| 新法第二十六条の三第一項 | 国民年金法第七条第一項第一号 | 旧国民年金法第七条第二項第一号 |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 第二号又は同法附則第三项第一項第一号 | 第二号又は同法附則第三项第一項第一号 | 第二号又は同法附則第三项第一項第一号 |
| 第一項第一号 | 第一項第一号 | 第一項第一号 |

| 新法第二十六条の三第一項 | 国民年金法第七条第一項第一号 | 旧国民年金法第七条第二項第一号 |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 第二号又は同法附則第三项第一項第一号 | 第二号又は同法附則第三项第一項第一号 | 第二号又は同法附則第三项第一項第一号 |
| 第一項第一号 | 第一項第一号 | 第一項第一号 |

| 新法第二十六条の三第一項 | 国民年金法第七条第一項第一号 | 旧国民年金法第七条第二項第一号 |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 第二号又は同法附則第三项第一項第一号 | 第二号又は同法附則第三项第一項第一号 | 第二号又は同法附則第三项第一項第一号 |
| 第一項第一号 | 第一項第一号 | 第一項第一号 |

| 新法第二十六条の二第二項 | 国民年金法第七条第一項第一号 | 国民年金法第七条第一項第一号 |
|--------------|----------------|----------------|
| 同法 | 新法第二十六条の二第二項 | 新法第二十六条の二第二項 |
| 旧国民年金法 | 国民年金法第七条第一項第一号 | 国民年金法第七条第一項第一号 |

| 新法第二十六条の三第一項 | 国民年金法第七条第一項第一号 | 旧国民年金法第七条第二項第一号 |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 第二号又は同法附則第三项第一項第一号 | 第二号又は同法附則第三项第一項第一号 | 第二号又は同法附則第三项第一項第一号 |
| 第一項第一号 | 第一項第一号 | 第一項第一号 |

にあつては、施行日の前日の属する月が既受給権者が六十五歳に達する日の属する月の翌月であつたとすれば、施行日の前日においてその者が受ける権利を有した經營移譲年金の額とする。以下この条において「既裁定年金額」という。(以下この条において「既裁定年金額」という。)より少ないとときは、これらの規定にかかわらず、当該既裁定年金額をもつて、その者に係る經營移譲年金の額とする。

(農業者老齢年金の額の計算の特例)

第十三條 附則別表第二の上欄に掲げる者については、新法第四十八条规定中「五百五十八円」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

2 昭和六十年の年平均の物価指数が昭和五十八年度の年度平均の物価指数の百分の百を超える場合には、前項中「下欄に掲げたる額」とあるのは、「下欄に掲げる額に昭和五十八年度の年平均の物価指数に対する昭和六十年の年平均の物価指数の比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。
(施行日の前日において農業者老齢年金に係る受給権を有していた者に係る農業者老齢年金の額の特例)

第十四条 施行日の前日において農業者老齢年金に係る受給権を有していた者については、新法第四十八条规定により算定した農業者老齢年金の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた農業者老齢年金の額より少ないとときは、これらの規定にかかわらず、当該施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた農業者老齢年金の額とする。

(保険料の額の特例)

第十五条 昭和六十二年一月以後の月分の保険料の額は、新法第六十五条第五項の規定にかかるはず、次のとおりとする。

一 昭和六十二年一月から同年十二月までの月分の保険料の額は、昭和六十一年の年平均の物価指数が昭和五

十八年度の年度平均の物価指数の百分の百を超えるに至った場合においては、八千円にそなえられた比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額)

二 昭和六十三年一月以後の月分の保険料の額(昭和六十年の年平均の物価指数が昭和五十八年度の年度平均の物価指数の百分の百を

| 昭和六十三年一月から同年十二月までの月分 | 八千八百円 | 昭和六十二年 |
|----------------------|---------|--------|
| 昭和六十四年一月から同年十二月までの月分 | 九千六百円 | 昭和六十三年 |
| 昭和六十五年一月から同年十二月までの月分 | 一万四百円 | 昭和六十四年 |
| 昭和六十六年一月以後の月分 | 二万一千二百円 | 昭和六十五年 |

新法第二十三条第一項第三号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者であつて三十五歳未満であることが基金に申し出た場合(農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十六号)附則第三条第二項の政令で定める要件に該当している者が農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号)。

金法の一部を改正する法律(昭和五十六年改正法)という。)の施行前に該当する場合及び昭和五十六年改正法の施行前に該当しない場合は、同項第一号中「五千七百円」と、同項第二号の表中「八千円」とあるのは「五千七百円」と、同項第二号の表中「八千八百円」とあるのは「六千二百八十円」と、「九千六百円」とあるのは「六千八百五十円」と、「一万四百円」とあるのは「七千四百二十円」と、「二万一千二百円」とあるのは「八千円」とする。

3 第一項第二号の表の昭和六十六年一月以後の月分の項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に掲げる保険料の額は、昭和六十七年一月以後においては、その額が新法第六十五条第三項の基準に適合するに至るまでの間、同項の規定にかかわらず、法律で定めることにより段階的に引き上げられるものとする。

(死亡一時金の支給要件の特例)

第十六条 昭和六十一年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての新法第五十四条の規定の適用について、同号の規定によりその者をその事業の後継者と

超えるに至つた場合においては、同表の中欄に掲げる額にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額(同表の下欄に掲げる額を講ぜられたときは、当該措置に準じて政令で定めるところにより所要の調整が加えられた額)

十一条 同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額(昭和六十一年法律第六号)附則第十六条各号に掲げる額を合算した額とする。

(脱退一時金及び死亡一時金の額の特例)

第十七条 昭和六十一年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての脱退一時金及び死亡一時金の額は、新法第五十六条の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した額(経営移譲年金の支給を受けた者又は支給を受けるべき経営移譲年金でまだ支給を受けないものの額を含む。)を控除した額とする。

(脱退一時金及び死亡一時金の額)

一 資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間(以下「基礎納付済期間」という。)についての昭和四十九年改正法により改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和四十九年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を基礎納付済期間に相当する月数を乗じて得た額に相当する額

二 基礎納付済期間についての昭和五十六年改正法により改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十年一月から昭和五十六年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

三 基礎納付済期間についての旧法別表の上欄

に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄

に掲げる額に、昭和五十七年一月から昭和六十一年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

四 基礎納付済期間についての新法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和六十二年一月以後の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数を乗じて得た額に相当する額

（年金給付に関する経過措置）

第十八条 昭和六十一年三月以前の月分の年金たる給付の額については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第十九条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第二十条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（農業者年金基金法の一部を改正する法律の一
部改正）

第二十二条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条及び第七条第五項の表(備考を含む。)中「第二十三条第二項」を「第二十三条第三項」に改める。

第二十二条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第四十一号)の一部を次のように改訂する。

附則第三条第六項の表中「第二十三条第二項」を「第二十三条第三項」に改め、「第四十七条第一項」を「第二十三条第二項」を「第二十六条の二第二項」を「第二十六条の二第三項」に改め、同表備考中「国民年金法」を「国民年金法等の一部を改正する法律

二号」を削り、「第二十六条の二第二項」を「第二十六条の二第三項」に改め、同表備考中「国民年金法」を「国民年金法等の一部を改正する法律

二号」を削り、「第二十六条の二第二項」を「第二十六条の二第三項」に改め、同表備考中「国民年金法」を「国民年金法等の一部を改正する法律

五号」を「第二十五条第十号」に、「第四十七条第一号」を「第四十七条第二号」に改める。

第二十三条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号)の一部を次のように改訂する。

附則第一条の次に次の二条を加える。

(死亡) 時金の支給要件の特例

第二条の二 昭和五十六年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六十五号)による改正後農業者年金基金法第五十四条の規定の適用については、同条第一号中「その者の死亡日の属する月の前月までの被保険者死亡の前日における保険料納付済期間に付する死亡の間に生まれた者」とあるのは、「農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号)附則第三条各号に掲げる額を合算した額」とする。

附則第三条第一項中「合算した額の下に」「(経営移譲年金の支給を受けた者又は支給を受けるべき経営移譲年金でまだ支給を受けていないものがある者の死亡に係る死亡一時金にあっては、当該合算した額からその死亡した者が支給を受けた経営移譲年金の総額(支給を受けるべき経営移譲年金でまだ支給を受けていないものの額を含む。)を控除した額)」を加え、同条第二項を削る。

第二十四条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五六年法律第六十五号)の一部を次のように改訂する。

附則第二条の二を削る。

附則第三条を次のように改める。

附則別表第一

| | 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 | 第五欄 |
|--------------------------------|----------|--------|--------|------|-----|
| 大正十五年四月一日以前に生まれた者 | 三千七百十円 | ○円 | 三百七十一円 | ○円 | |
| 昭和二年四月一日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者 | 三千五百二十五円 | 百八十五円 | 三百五十三円 | 十八円 | |
| 昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者 | 三千二百五十三円 | 三百六十一円 | 三百二十二円 | 三十六円 | |
| 昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者 | 二千九百九十四円 | 五百一十八円 | 二百九十九円 | 五十三円 | |
| 昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者 | 二千七百四十五円 | 六百八十六円 | 二百七十五円 | 六十八円 | |
| 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者 | 二千五百七円 | 八百三十六円 | 二百五十一円 | 八十三円 | |
| 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者 | 二千四百四十四円 | 八百十五円 | 二百四十四円 | 八十二円 | |
| 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者 | 二千三百八十一円 | 七百九十四円 | 二百三十九円 | 七十九円 | |
| 昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者 | 二千三百二十一円 | 七百七十三円 | 二百三十二円 | 七十七円 | |
| 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者 | 二千二百六十二円 | 七百五十四円 | 二百二十七円 | 七十五円 | |
| 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 | 二千二百六円 | 七百三十五円 | 二百二十一円 | 七十三円 | |
| 昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者 | 二千九十六円 | 六百九十九円 | 二百十円 | 七十一円 | |
| 昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者 | 二千九十四円 | 六百八十一円 | 二百五円 | 六十八円 | |
| 昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者 | 一千九百九十二円 | 六百六十四円 | 二百円 | 六十六円 | |
| 昭和十五年四月一日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者 | 一千九百四十四円 | 六百四十八円 | 一百九十四円 | 六十五円 | |

| | | | | |
|----------------------------------|---------|--------|--------|--------|
| 昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者 | 千八百九十五円 | 六百三十二円 | 百九十円 | 六十三円 |
| 昭和十八年四月一日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者 | 千八百四十八円 | 六百十六円 | 百八十五円 | 六十一円 |
| 昭和十九年四月一日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者 | 千八百四十九円 | 六百一円 | 百八十一円 | 六十円 |
| 昭和二十年四月一日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者 | 千七百五十九円 | 五百七十一円 | 百七十六円 | 五十九円 |
| 昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者 | 千七百十六円 | 五百八十六円 | 百七十二円 | 五十七円 |
| 昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者 | 九百二十八円 | 九百二十八円 | 九百二十八円 | 九百二十八円 |
| 昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者 | 八百五十八円 | 八百三十六円 | 八百八十一円 | 八百五十八円 |
| 昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者 | 八百十五円 | 七百九十四円 | 八百三十六円 | 八百五十八円 |
| 昭和二十五年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者 | 八百三十六円 | 七百九十四円 | 八百三十六円 | 八百三十六円 |
| 昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者 | 七百七十四円 | 七百五十四円 | 七百五十四円 | 七百五十四円 |
| 昭和二十七年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者 | 七百三十五円 | 七百三十五円 | 七百三十五円 | 七百三十五円 |
| 昭和二十八年四月二日から昭和二九年四月一日までの間に生まれた者 | 七百一十七円 | 七百一十七円 | 七百一十七円 | 七百一十七円 |
| 昭和二九年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者 | 六百九十九円 | 六百八十一円 | 六百八十一円 | 六百九十九円 |
| 昭和三十一年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者 | 六百六十四円 | 六百四十八円 | 六百四十八円 | 六百六十四円 |
| 昭和三十二年四月二日から昭和三十三年四月一日までの間に生まれた者 | 六百三十二円 | 六百三十二円 | 六百三十二円 | 六百三十二円 |

附則別表第二

| | |
|----------------------------------|---------|
| 昭和十九年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者 | 千八百四十九円 |
| 昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者 | 千七百五十九円 |
| 昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者 | 五百七十一円 |
| 昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者 | 百七十六円 |
| 昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者 | 五十九円 |

最近における農業事情その他の社会経済情勢等にかんがみ、農業者年金事業の安定を図るために給付等の適正化を行うとともに、経営移譲年金について農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するための措置を講ずるほか、国民年金制度について所要の規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

| | |
|---------------------------------|--------|
| 昭和十七年四月一日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者 | 六百十六円 |
| 昭和十八年四月一日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者 | 六百一円 |
| 昭和十九年四月一日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者 | 五百八十六円 |
| 昭和二十年四月一日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者 | 五百七十二円 |

| | |
|----------------|--|
| 死亡一時金の支給対象の拡大等 | 死亡一時金について、経営移譲年金を受給した後に死亡した場合においても支給を受けた経営移譲年金の総額が一定の金額に満たないときは、その差額を死亡一時金として遺族に支給することとともに、脱退一時金及び死亡一時金の額について、昭和六十二年一月以降四ペーセント引き上げること。 |
| 国庫補助の改定 | 経営移譲年金の給付に要する費用の額の三分の一に相当する額の国庫負担に加え、当分の間、当該費用の額の六分の一に相当する額を補助することとし、現行の拠出時補助は廃止すること。 |
| 国庫補助の改定 | 経営移譲年金の給付に要する費用の額の三分の一に相当する額の国庫負担に加え、当分の間、当該費用の額の六分の一に相当する額を補助することとし、現行の拠出時補助は廃止すること。 |
| 保險料の改定 | 保險料の額は、財政再計算の結果等を踏まえて、昭和六十二年一月分から一月につき入千円とし、以後昭和六十六年まで毎年八百円ずつ段階的に引き上げること。 |
| 議案の可決理由 | 本案は、農業者の老後の生活の安定と農業経営の近代化等に資するための措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。 |

- (1) 経営移譲年金の額は、昭和六十一年四月から、保険料納付済期間一月につき、三千七百十円(六十五歳以降三百七十一円)とすることとし、昭和六十一年度以降二十年かけて二千二百三十三円(六十五歳以降二百二十三円)まで段階的に改定すること。
ただし、特定譲受者(農業者年金の被保険者等)以外の者に経営移譲した者に支給する経営移譲年金の額については、一定の差を設けること。
- (2) 農業者老齢年金の額は、経営移譲年金の額の四分の一の水準とすること。

- 本案は、農業者の老後の生活の安定と農業経営の近代化等に資するための措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
- なお、本案に対し、日本社会党・護憲共同から、農業者老齢年金の額の引上げ、保険料の引上げ幅の縮小等を内容とする修正案が提出されたが否決された。
- また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
- 三 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して佐藤農林水産大臣より、日本社会党・護憲共同提案に係る修正案については、政府としては反対である。旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和六十年五月二十二日

農林水産委員長 今井 勇
衆議院議長 坂田 道太殿

[別紙]

農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本制度が農業者の老後の保障と農業経営の近代化等に果たす役割の重要性にかんがみ、左記事項の実現に努め、制度の長期にわたる安定的運営に遺憾なきを期すべきである。

一年金財政の健全化を図るため、制度のあり方を含め国庫負担等各種の方策を検討するとともに未加入者の加入促進に努めること。

また、保険料については、農家の負担能力の実情、本年金の政策年金としての性格等を踏まえて設定すること。

二 特定受者以外の者に經營移譲した場合における経営移譲年金額の格差については、農業者の老後の保障等に支障を生じさせないよう配慮すること。

また、農業者老齢年金水準の改善に努めること。

三 農業のもつ家族経営体としての特性等を考慮し、經營移譲年金の受給者が死亡した場合における遺族年金制度の創設、農業に専従する主婦等の年金への加入等について引き続き検討すること。

四 後継者の年金加入及び後継者に対する經營移譲の際の農業従事要件の緩和について検討すること。

五 被用者年金に短期間加入了した場合に農業者年

金の受給資格期間として通算する措置について、適用範囲の拡大を検討すること。

六 本制度及び本制度と関連する各種公的年金制度の仕組等について、関係者に対する正確な知識の普及を図り、年金制度の適正な運営に努めること。

昭和六十年三月二十八日 内閣総理大臣 中曾根康弘

著作権法の一部を改正する法律案

右 提出する。

昭和六十年四月十一日 内閣総理大臣 中曾根康弘

著作権法の一部を改正する法律案

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、長野管林局の管轄区域の変更及び名古屋管林支局の設置に関し承認を求めるの件

農林水産省設置法第三十一条、第三十二条第二款及び第三十三条第二項の規定により、長野管林局の管轄区域を変更するとともに、名古屋管林支局を設置する必要があるので、別紙のとおりその変更及び設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

| 名 称 | 位 置 | 管 轄 区 域 |
|---------|------|-------------------------------|
| 長野管林局 | 長野市 | 長野県富山県岐阜県愛知県新潟県のうち中魚沼郡の一部を除く) |
| 名古屋管林支局 | 名古屋市 | (中津川市の一部及び恵那郡 |

理由

国有林野事業の改善を図るため、長野管林局と名古屋管林局とを統合し、長野管林局の管轄区域を変更するとともに、名古屋市に名古屋管林支局を設置することについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めるものとする。

局の管轄区域を現在の名古屋管林局の管轄区域を含む区域に変更するとともに、名古屋市に名古屋管林支局を設置することについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めるものとする。

第一項第九号に掲げる著作物に対するこの法律による保護は、その著作物を作成するためには、次のように定めるところによる。

二 第十条に次の二号を加える。

九 プログラムの著作物

第十条に次の二号を加える。

八 第二条第一項第十号の次に次の二号を加える。

十 プログラム 電子計算機を機能させて用いるプログラム言語、規約及び解法に及ばない。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一 プログラム言語 プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系をいう。

二 規約 特定のプログラムにおける前号のプログラム言語の用法についての特別の約束をいう。

三 解法 プログラムにおける電子計算機に対応する指令の組合せの方法をいう。

四 第十五条の見出し中「法人等の著作名義」を「職務上作成する」に改め、同条中「著作物」の下に「(プログラムの著作物を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

二 法人等の発意に基づきその法人等の業務に從事する者が職務上作成するプログラムの著作物

理由

地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、長野管林局の管轄区域の変更及び名古屋管林支局の設置に関する法律案に対する報告書

本件は、国有林野事業の改善を図るために、管林局の整理再編成を図らうとするものであり、適切な措置と認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

二 本件の議決理由

本件は、国有林野事業の改善を図るために、管

被用者年金に短期間加入了した場合に農業者年

右報告する。

昭和六十年五月二十二日

農林水産委員長 今井 勇
衆議院議長 坂田 道太殿

件(内閣提出)に関する報告書

本件は、国有林野事業の改善を図るために、長

野管林局と名古屋管林局とを統合し、長野管

の著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

第二十条第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようするためるために必要な改変

第二十九条中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

第四十七条の次に次の二条を加える。

(プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)

第四十七条の二 プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案(これにより創作した二次的著作物の複製を含む)をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。

前項の複製物の所有者が当該複製物(同項の規定により作成された複製物を含む)のいずれかについて滅失以外の事由により所有権を有しなくなつた後には、その者は、当該著作権者の別段の意思表示がない限り、その他の複製物を保存してはならない。

第四十八条第一項第一号中「前条」を「第四十七条」に改める。

三 第四十七条の二第一項の規定の適用を受けた作成された著作物の複製物(次項第二号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者

示した者

四 第四十七条の二第一項の規定に違反して同項の複製物(次項第二号の複製物に該当するものを除く。)を保存した者

第四十九条第二項を次のよう改める。

2 第三十三条、第三十一条第一号、第三十五条、第三十七条第二項、第四十一条又は第四十二条に定める目的以外の目的のために、第四十三条の規定の適用を受けて同条各号に掲げるこれらの規定に従い作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者

二 第四十七条の二第一項の規定の適用を受けた作成された複製物を含む)を業務上電子計算機において作成された複製物(同項の規定により作成された複製物を含む)を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を得た時に情を知つていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。

三 第四十七条の二第二項の規定に違反して前号の複製物を保存した者

第五十三条に次の二項を加える。

(創作年月日の登録)

第七十六条の二 プログラムの著作物の著作者は、その著作物について創作年月日の登録を受けることができる。ただし、その著作物の創作後六月を経過した場合は、この限りでない。

2 前項の登録がされている著作物については、その登録に係る年月日において創作があつたものと推定する。

3 改正後の著作権法第百十三条第二項の規定の施行後に創作された著作物について適用する。ただし、この法律の施行前に創作された著作物については、なお從前の例による。

(職務上作成する著作物についての経過措置)

2 改正後の著作権法第十五条の規定は、この法律の施行後に創作された著作物について適用し、この法律の施行前に創作された著作物については、なお從前の例による。

3 改正後の著作権法第百十三条第二項の規定の経過措置)

第四十七条の二の規定を適用するとしたならば適用であり、かつ、保存し得るものとなるものについては、適用しない。

(罰則についての経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

5 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のよう改正する。

別表第一第九号内中「又は第一公表年月日」を「若しくは第一公表年月日又は創作年月日」に改める。

「第七十六条の二第一項」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二章第十節中第七十八条の次に次の二条を加える。

(プログラムの著作物の登録に関する特例)

第七十八条の二 プログラムの著作物に係る登録については、この節の規定によるほか、別に法律で定めるところによる。

1 第百十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物(当該複製物の所有者によつて第四十七条の二第一項の規定により作成された複製物並びに前項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成された複製物を含む)を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を得た時に情を知つていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。

3 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)(施行期日)

1 この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。ただし、第七十六条の次に一条を加える改正規定及び第七十八条第一項の改正規定並びに附則第五項の規定は、改正後の著作権法第七十八条の二に規定する法律の施行の日から施行する。

(職務上作成する著作物についての経過措置)

1 本法は、コンピュータ・プログラムが著作権法により保護される著作物であることを明確に定めを整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 プログラムの著作物の保護の明確化のため著作物の例示にこれを加えるとともに、プログラムの著作物の特性に応じてその著作者等に関する規定を公正な利用に留意しつつ、その著作者の権利の適切な保護を図るために、所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 プログラムの著作物についての著作権法による保護の明確化

(1) プログラムの定義を定めること。

2 著作物の例示にプログラムの著作物を加えることとし、併せてこのプログラムの著作物に対する保護は、プログラムの著作物において用いられているプログラム言語、

規約及び解法に及ぼないこととする。

2 法人等の発意に基づきその業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、作成時の契約等に別段の定めがない限り、その法人等とすること。

3 プログラムの著作物の利用等に関する規定の整備

(1) 特定の電子計算機においてプログラムを機においてより効果的に利用し得るように利用し得るようにするため、又は電子計算機において必要なプログラムの改変について同一性保持権の例外を定めること。

(2) プログラムの著作物の複製物の所有者が、自ら利用するため必要と認められる限度において行う当該著作物の複製、翻案を認めるとともに、これにより作成された複製物の取扱い及びこれらの目的外使用の禁止を定めること。

(3) プログラムの著作物の創作年月日の登録の制度を設けるとともに、その登録について必要な事項は別に法律で定めること。

(4) プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された物を業務上電子計算機で使用する行為は、当該複製物の使用権原を取得した時に情を知つていた場合に限り、著作権を侵害する行為とみなすこと。

5 この法律は、昭和六十一年一月一日から施行すること。ただし、登録に係る規定は、別に定める法律が施行される日から施行すること。

6 その他要の経過措置を講ずるとともに、関係法律の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、プログラムの著作物の公正な利用に留意しつつ、その著作者の権利の適切な保護を図るために、妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

付することに決した。
右報告する。

昭和六年五月二十二日 文教委員長 阿部 文男
衆議院議長 坂田 道太殿

昭和六年四月三日 内閣総理大臣 中曾根康弘

【別紙】

著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一 プログラムの登録に関し別に定める法律の制定については、関係各方面との意見の調整を行ない、速やかに対応を進めるとともに、今後とも

プログラムの権利保護の在り方については、国際的調和に留意しつつ、中長期的観点から検討を行うこと。

二 ニューメディア、データベースに関する著作権問題については、早急に検討を行い、制度改正を含め必要な措置を講ずること。

三 複製物問題については、文献複写に関する著作権の集中的処理体制の確立に努めるとともに、出版者を保護するため出版物の版面の利用に関する出版者の権利の創設について検討を行うこと。

四 私的録音・録画問題については、国際的動向にかんがみ、録音・録画の機器・機材に対する賦課金制度の導入など抜本的解決のための制度的対応について検討を進めること。

五 著作権保護の徹底を図るため、現在行つてゐる「実演家、レコード製作及び放送事業者の保護に関する条約」への加入についての検討を急ぎ、適切な対応を講ずること。

六 著作物の公正な利用について良い慣行が育成されるよう、著作権思想の一層の普及に努める

米州投資公社を設立する協定の締結について 承認を求めるの件及び
右
国会に提出する。

昭和六年四月三日 国会
内閣総理大臣 中曾根康弘

米州投資公社を設立する協定の締結について 承認を求めるの件及び

右
承認を求めるの件

米州投資公社を設立する協定の締結について 承認を求めるの件及び
右
米州投資公社を設立する協定の締結について 承認を求めるの件

米州投資公社を設立する協定の締結について 承認を求めるの件及び
右
米州投資公社を設立する協定の締結について 承認を求めるの件

第二項 任務
公社は、その目的を達成するため、前項の企業を支援するに当たり、次の任務を行う。
(a) 企業の設立、拡張及び近代化のための資金調達につき、単独に又は他の融資者若しくは投資者と協調して、公社がそれぞれの場合に適当と認める手段又は仕組みを利用して支援すること。

(b) 国内及び外国の公私の資本並びに技術上及び経営上のノウ・ハウを利用する機会を促進すること。

(c) 加盟国における投資への国内及び外国の公私の資本の流入を促進するような投資機会の開発に刺激を与えること。

(d) 公社の財源の慎重な管理に基礎をおく原則及び企業の需要に留意して、企業の資金調達のための適切かつ必要な措置をその都度とること。

(e) 事業の準備、資金調達及び実施のための技術協力(適当な技術の移転を含む)を行うこと。

(f) 第二項 政策
公社の活動は、理事会が承認した規則(この規則は、理事会が改正することができる。)において詳細に定める業務政策、財務政策及び投資政策に従つて行う。

(g) 第二項 加盟国
公社の原加盟国とは、第十一項第一項(a)に規定する日までにこの協定に署名し、かつ、第三項(b)の規定により要求される最初の払込みを行つた銀行の加盟国をいう。

(h) 第二項 加盟国及び資本
銀行の他の加盟国は、公社の加盟国の総額

数の三分の一以上上の多数（総務の三分の一以上を含むことを要する。）により、総務会が決定する日に、総務会が定める条件に従つてこの協定に加入することができる。

(c) この協定において、「加盟国」とは、公社の加盟国である銀行の加盟国のみをいう。

第二項 財源

(a) 公社の当初の授権資本は、二億合衆国ドル（一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇合衆国ドル）とする。

(b) 授権資本は、それぞれ一万合衆国ドル（一〇〇〇〇合衆国ドル）の額面価額を有する。

(c) 授権資本は、二万株の株式に分ける。原加盟国が次項(i)の規定による当初の応募を行わなかつた株式は、次項(d)の規定に従つてその後応募することができる。

(d) 総務会は、授権資本を次の方法で増額することができる。

(e) 総務会は、当該払込請求の原因となつた合衆国ドル又は当該払込請求の原因となつた公社の債務の履行に必要な通貨で行うことができる。請求払株式に係る払込請求は、すべての株式について同一の比率で行う。払込請求に基づき払込みを行う加盟国の義務は、相互に独立したものであり、一又は二以上の加盟国が当該払込請求に基づく払込みを行わない場合においても、他の加盟国は、その払込みの義務を免除されない。公社の債務を履行するため必要な場合には、引き続き請求を行ふことができる。

(f) 公社の他の財源は、次のものから成る。

第三項 応募

(i) 配当金、手数料収入、利子収入その他公

社の投資から生ずる果实

(ii) 投資の売却又は貸付けの返済によって受領する資金

第四項 株式の譲渡し及び担保に供することに対する制限

(i) 原加盟国は、付表Aに掲げる数の株式に応募する。

第五項 優先応募権

(a) 総務会は、当初の授権資本に対する払込みが完了した日の後、(a)から(c)までに規定する授権資本に加えて、次の条件に従い、請求払

請求のための株式の発行を認め、かつ、当該

資本のための株式の発行を認め、かつ、当該

請求払資本に関する応募の条件を定めること

ができる。

(i) 加盟国の総票数の四分の三以上の多数（総務の三分の一以上を含むことを要する。）による議決

(ii) 諸請求払の合意による議決

(iii) 諸請求払の合意による議決

(iv) 諸請求払の合意による議決

第六項 責任の限度

(a) 応募済株式に基づく加盟国責任は、株式の発行価格による価額の払い込まれていない部分に係るものと限度とする。いずれの加盟国も、加盟国であるという理由によつて、公社の義務について責任を負うものではない。

第七項 業務手続

(a) 公社は、その目的を達成するため、次の権限を有する。

する株式に分けること。

請求払株式は、次条第七項(a)の規定に基づいて生じた公社の債務の履行に必要な場合に限り、払込請求を受ける。払込請求が行われたときは、払込みは、加盟国を選択により、合衆国ドルで行う。公社は、払込場所を指定する。

合衆国ドル又は当該払込請求の原因となつた公社の債務の履行に必要な通貨で行うことができる。請求払株式に係る払込請求は、すべての株式について同一の比率で行う。払込請求に基づき払込みを行う加盟国の義務は、相互に独立したものであり、一又は二以上の加盟国が当該払込請求に基づく払込みを行わない場合においても、他の加盟国は、その払込みの義務を免除されない。公社の債務を履行するため必要な場合には、引き続き請求を行ふことができる。

公社の他の財源は、次のものから成る。

(f) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(g) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(h) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(i) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(j) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(k) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(l) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(m) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(n) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(o) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(p) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(q) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(r) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(s) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(t) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(u) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(v) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(w) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(x) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(y) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(z) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(aa) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(bb) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(cc) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(dd) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(ee) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(ff) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(gg) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(hh) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(ii) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(jj) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(kk) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(ll) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(mm) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(nn) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(oo) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(pp) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(qq) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(rr) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(ss) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(tt) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(uu) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(vv) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(ww) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(xx) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(yy) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(zz) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(aa) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(bb) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(cc) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(dd) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(ee) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(ff) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(gg) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(hh) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(ii) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(jj) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(kk) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(ll) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(mm) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

(nn) 原加盟国が当初に応募する株式は、額面で発行する。

月三十一日以後の理事会が定める日に払込みを行う。原加盟国が応募した資本の最後の三回の各払込みは、当該国が適用している法的要件を満たすことを条件とする。払込みは、開発途上加盟国の物的及び人的資源の開発及び利用を促進する事業

雇用の創出のための誘因となる事業

貯蓄及び生産的投資に係る資本の利用を促進する事業

外貨の獲得又は節約に貢献する事業

経営能力及び技術移転を助長する事業

できる限り多くの投資者が企業の資本に参加することを通じて一層広範な企業所有

を促進する事業

財團及び生産的投資に係る資本の利用を

先つつ、経済的実行可能性及び効率性の基準を満たす事業を特定し及び促進すること

(i) 開発途上加盟国の物的及び人的資源の開

發及び利用を促進する事業

融資団の組成、証券の引受け、融資参加の

への応募及びこれらの買入れを通じ直接的投

資を行い、また、他の金融機関を通じこれら

の企業に対して間接的投資を行うこと。

より行う。残りの三回の分割払は、それぞれ

年九百八十五年十二月三十一日、千九百八十

六年十二月三十一日及び千九百八十七年十二

年有する。

第三条 業務手続

第一項 業務手続

第二項 業務手続

第三項 業務手續

第四項 業務手續

第五項 業務手續

第六項 業務手續

第七項 業務手續

第八項 業務手續

第九項 業務手續

第十項 業務手續

第十一項 業務手續

第十二項 業務手續

第十三項 業務手續

第十四項 業務手續

第十五項 業務手續

第十六項 業務手續

第十七項 業務手續

第十八項 業務手續

第十九項 業務手續

第二十項 業務手續

第二十一項 業務手續

第二十二項 業務手續

第二十三項 業務手續

第二十四項 業務手續

第二十五項 業務手續

第二十六項 業務手續

第二十七項 業務手續

第二十八項 業務手續

第二十九項 業務手續

第三十項 業務手續

第三十一項 業務手續

第三十二項 業務手續

第三十三項 業務手續

第三十四項 業務手續

第三十五項 業務手續

第三十六項 業務手續

第三十七項 業務手續

第三十八項 業務手續

第三十九項 業務手續

第四十項 業務手續

第四十一項 業務手續

第四十二項 業務手續

第四十三項 業務手續

第四十四項 業務手續

第四十五項 業務手續

第四十六項 業務手續

第四十七項 業務手續

第四十八項 業務手續

第四十九項 業務手續

第五十項 業務手續

第五十一項 業務手續

第五十二項 業務手續

第五十三項 業務手續

第五十四項 業務手續

第五十五項 業務手續

第五十六項 業務手續

第五十七項 業務手續

第五十八項 業務手續

第五十九項 業務手續

第六十項 業務手續

第六十一項 業務手續

第六十二項 業務手續

第六十三項 業務手續

第六十四項 業務手續

第六十五項 業務手續

第六十六項 業務手續

第六十七項 業務手續

第六十八項 業務手續

第六十九項 業務手續

第七十項 業務手續

第七十一項 業務手續

第七十二項 業務手續

第七十三項 業務手續

官 報 (号 外)

して、これらの受け入れを拡大すること。

(h) 他の機関（民間の機関又は公の機関若しくはこれに準ずる機関）の資金の管理を行うこと。この目的のため、公社は、管理契約及び信託契約を締結することができる。

(i) 公社の活動に不可欠な通貨取引を行うこと。

(j) 債券、債務証書及び融資参加証書の発行並びに融資契約の締結を行うこと。

第二項 その他の形態の投資

公社は、第七項(b)の規定により、事情に応じて適當と認める形態でその資金を投資することができる。

第三項 業務に関する原則

公社の業務は、次の原則により規律する。

(a) 公社は、その融資に係る資金があらかじめ決められた国において生産される物品及び当該国により提供される役務を調達するために使用されるとの条件を設定してはならない。

(b) 公社は、公社が投資したいかなる企業の経営を行ふ目的で又は当然に経営支配の範囲内にあると認められる他の目的で、その投票権を使用してはならない。

(c) 公社は、企業の要求、公社が負う危険及び民間の投資者が類似の資金供与を行うに際して通常確保する条件を考慮して、適當と認められる条件により資金供与を行う。

(d) 公社は、適當な形態かつ満足すべき条件での投資を売却することができるときは、可能な範囲で第一項(b)の規定の趣旨に沿つて売却を行うことによつてその資金を回転させよう努める。

(e) 公社は、妥当な多様性を保ちつつその投資を行つよう努める。

(f) 公社は、投資及び提供される保証の妥当性を証明するため、金融上、技術上、経済上、法律上及び制度上の実行可能性に関する基準

を適用する。

(g) 公社は、十分な資本が妥当な条件で得られると認めるときは、資金供与を行つてはならない。

第四項 制限

(a) 公社の投資は、第七項(b)の規定による流動資産の投資を行う場合を除くほか、域内開発途上加盟国内にある企業に対してのみ行うものとし、健全な財務管理の基準に従つて行う。

(b) 公社は、加盟国政府が当該加盟国の領域内にある企業への融資又は投資（第七項(b)の規定による流動資産の投資を除く。）に反対する場合には、当該融資又は投資を行つてはならない。

第五項 利益の保護

この協定のいかなる規定も、公社の投資に対する債務不履行が生じた場合、公社が投資を行つた企業の支払不能が実際に生じ又は生ずるおそれがある場合その他の公の行つた投資が危険にさらされるおそれがあると公社が認めた場合にさらにかかる特定の事項についても公社が定める条件によつて処理し、委託された業務に関して受託者としての義務を履行すること。

第六項 外國為替の制限の適用

この協定のいかなる規定も、公社の投資に対する債務不履行が生じた場合、公社が投資を行つた企業の支払不能が実際に生じ又は生ずるおそれがある場合その他の公の行つた投資が危険にさらされるおそれがあると公社が認めた場合にさらにかかる特定の事項についても公社が定める条件によつて処理し、委託された業務に関して受託者としての義務を履行すること。

第七項 その他の権限

金は、この協定の規定のみを理由として、当該加盟国に領域内で一般的に適用されている外國為替の制限、規制及び管理から免除されることはない。

公社は、また、次の権限を有する。

第八項 政治活動の禁止

公社及びその役員は、いづれの加盟国との間にも干渉してはならず、また、いかなる決定を行つたても、関係加盟国との政治的性質によつて影響されではない。公社の決定は、経済上の考慮にのみ基づいて行うものとし、公社は、この考慮を行つたまつては、この協定の目的を達成するため、公平に比較衡量を行う。

第九項 組織及び運営

公社の年次会合は、銀行の総務会の年次会合とともに開催するほか、理事会の招集により会合することができます。

総務会は、その年次会合においても、加盟国に、総務会、理事会、理事会議長、社長並びに理事会が定めるその他の役員及び職員を置く。

第十項 総務会

資金を借り入れ、及び資金を借り入れる目的で公社が決定する見返り担保その他の担保を提供すること。ただし、公社による借入れ又は保証の残高の合計額は、その発生原因のいかんを問わず、応募資本に剩余金及び準備金を加えたものの額を超えてはならない。

(a) 資金を借り入れ、及び資金を借り入れる目的で公社が決定する見返り担保その他の担保を提供すること。ただし、公社による借入れ又は保証の残高の合計額は、その発生原因のいかんを問わず、応募資本に剩余金及び準備金を加えたものの額を超えてはならない。

(b) 公社の資金供与業務において直ちには必要とされない資金及び他の目的のために保有する資金を公社が決定する市場性のある債務証書及び証券に投資すること。

(c) 公社が投資した証券の売却を容易にするため当該証券の保証すること。

(d) 公社が発行し、保証し、又は投資した証券を売買すること。

(e) 新たな加盟国との加盟を承認し、及びその加盟の条件を定めること。

(f) 資本を増額し、又は減額すること。

(g) 加盟国との資格を停止すること。

(h) この協定に関する理事会の解散に対する異議の申立てを審査し、及びこれについて裁決すること。

(i) 会計検査専門家の報告を受領した後、公社の貸借対照表及び損益計算書を承認すること。

(j) 預備金を決定し、純益の分配を決定し、及び配当を行うこと。

(k) 公社の業務の終了及びその資産の分配を決定すること。

(l) 総務会は、その年次会合を銀行の総務会の年次会合とともに開催するほか、理事会の招集により会合することができます。

総務会は、その年次会合においても、加盟国に、総務会、理事会、理事会議長、社長並びに理事会が定めるその他の役員及び職員を置く。

第十一項 総務会

総務会は、その年次会合を銀行の総務会の年次会合とともに開催するほか、理事会の招集により会合することができます。

総務会は、その年次会合においても、加盟国に、総務会、理事会、理事会議長、社長並びに理事会が定めるその他の役員及び職員を置く。

第十二項 総務会

総務会は、その年次会合を銀行の総務会の年次会合とともに開催するほか、理事会の招集により会合することができます。

総務会は、その年次会合においても、加盟国に、総務会、理事会、理事会議長、社長並びに理事会が定めるその他の役員及び職員を置く。

第十三項 総務会

総務会は、その年次会合を銀行の総務会の年次会合とともに開催するほか、理事会の招集により会合することができます。

総務会は、その年次会合においても、加盟国に、総務会、理事会、理事会議長、社長並びに理事会が定めるその他の役員及び職員を置く。

第十四項 総務会

総務会は、その年次会合を銀行の総務会の年次会合とともに開催するほか、理事会の招集により会合することができます。

総務会は、その年次会合においても、加盟国に、総務会、理事会、理事会議長、社長並びに理事会が定めるその他の役員及び職員を置く。

第十五項 総務会

総務会は、その年次会合を銀行の総務会の年次会合とともに開催するほか、理事会の招集により会合することができます。

総務会は、その年次会合においても、加盟国に、総務会、理事会、理事会議長、社長並びに理事会が定めるその他の役員及び職員を置く。

することができない。総務会は、総務のうちの一人を議長として選出する。総務及び総務代理は、自己を任命した加盟国が公社の加盟国でなくなつた場合には、退任する。

(i) 総務会は、そのすべての権限を理事会に委任することができる。ただし、次の権限を除く。

(j) 新たな加盟国との加盟を承認し、及びその加盟の条件を定めること。

(k) 資本を増額し、又は減額すること。

(l) 加盟国との資格を停止すること。

(m) この協定に関する理事会の解散に対する異議の申立てを審査し、及びこれについて裁決すること。

(n) 会計検査専門家の報告を受領した後、公社の貸借対照表及び損益計算書を承認すること。

(o) 預備金を決定し、純益の分配を決定し、及び配当を行うこと。

(p) 公社の業務の終了及びその資産の分配を決定すること。

(q) 総務会は、その年次会合を銀行の総務会の年次会合とともに開催するほか、理事会の招集により会合することができます。

総務会は、その年次会合においても、加盟国に、総務会、理事会、理事会議長、社長並びに理事会が定めるその他の役員及び職員を置く。

第十六項 総務会

総務会は、その年次会合を銀行の総務会の年次会合とともに開催するほか、理事会の招集により会合することができます。

総務会は、その年次会合においても、加盟国に、総務会、理事会、理事会議長、社長並びに理事会が定めるその他の役員及び職員を置く。

第十七項 総務会

総務会は、その年次会合を銀行の総務会の年次会合とともに開催するほか、理事会の招集により会合することができます。

総務会は、その年次会合においても、加盟国に、総務会、理事会、理事会議長、社長並びに理事会が定めるその他の役員及び職員を置く。

第十八項 総務会

総務会は、その年次会合を銀行の総務会の年次会合とともに開催するほか、理事会の招集により会合することができます。

総務会は、その年次会合においても、加盟国に、総務会、理事会、理事会議長、社長並びに理事会が定めるその他の役員及び職員を置く。

第十九項 総務会

総務会は、その年次会合を銀行の総務会の年次会合とともに開催するほか、理事会の招集により会合することができます。

総務会は、その年次会合においても、加盟国に、総務会、理事会、理事会議長、社長並びに理事会が定めるその他の役員及び職員を置く。

第二十項 総務会

総務会は、その年次会合を銀行の総務会の年次会合とともに開催するほか、理事会の招集により会合することができます。

総務会は、その年次会合においても、加盟国に、総務会、理事会、理事会議長、社長並びに理事会が定めるその他の役員及び職員を置く。

第二十一項 総務会

総務会は、その年次会合を銀行の総務会の年次会合とともに開催するほか、理事会の招集により会合することができます。

総務会は、その年次会合においても、加盟国に、総務会、理事会、理事会議長、社長並びに理事会が定めるその他の役員及び職員を置く。

第二十二項 総務会

理事会は、公社の業務を運営するために必要な又は適当な規則を定めることができる。

(g) 総務及び総務代理は、その資格においては、公社から報酬を受けない。

第三項 投票

(a) 加盟国は、自國が保有する払込済みの株式及び応募済みの請求払株式のそれぞれ一株ごとに一票を有する。

(b) 別段の定めがある場合を除くほか、総務会又は理事会が決定すべきすべての事項は、加盟国の総票数による議決で決定する。

第四項 理事会

(a) 理事会は、公社の業務を運営する責任を有し、このため、この規定により与えられ又は総務会から委任されるすべての権限を行使する。

(b) 理事及び理事代理は、次の場合を除くほか、銀行の理事及び理事代理のうちから選出され又は任命される。

(c) 理事は、次の場合を除くほか、銀行の理事代理は、次の場合を除くほか選出され又は任命される。

(d) 理事及び理事代理は、次の場合を除くほか、銀行の理事及び理事代理のうちから選出され又は任命される。

(e) 選任理事の任期は、三年とする。選任理事は、再選されることができる。

(f) 理事は、自己を任命した加盟国又は自己の選出のために投票した加盟国の有する票数の投票を投する資格を有する。

(g) 理事は、自己を任命した加盟国の有するすべての票を一括して投じなければならない。

(h) 理事及び理事代理が一時的に不在の場合には、理事(理事が不在の場合には、理事代理)

は、自己を代表する者一人を任命することができる。

(i) 理事は、自己を任命した加盟国又は自己の選出のために投票した加盟国のすべてが公社

に参加及び構成の違いにより、(c)項にいう加盟国が、銀行の理事又は理事代理により十分に代表されなくなる場合において、当該加盟国間で合意した輪番制に従つて当該加盟国を代表する者を公社の理事会において選出する。

(j) 一人の理事は、公社における最大の株式数を有する加盟国が任命する。

(k) 九人の理事は、域内開発途上加盟国の総務が選出する。

(l) 理事の選挙手続は、加盟国の総票数の三分

の二以上の多数による議決で総務会が採択する規則により定める。

加盟国の総務は、選挙手続に関する規則が定める条件でかつ期間内に、一人の追加の理事を選出することができる。これらの条件が満たされない場合には、域内開発途上加盟国の総務は、当該規則に従つて一人の追加の理事を選出することができる。

理事は、不在のときに自己に代わって行動する完全な権限を有する理事代理一人を任命することができる。

いかなる理事も、同時に総務であつてはならない。

(m) 選任理事の任期は、三年とする。選任理事は、再選されることができる。

(n) 理事は、自己を任命した加盟国又は自己の選出のために投票した加盟国の有する票数の投票を投する資格を有する。

(o) 理事は、自己を任命した加盟国の有するすべての票を一括して投じなければならない。

(p) 理事及び理事代理が一時的に不在の場合には、理事(理事が不在の場合には、理事代理)

は、自己を代表する者一人を任命することができる。

(q) 理事は、自己を任命した加盟国又は自己の選出のために投票した加盟国のすべてが公社

に参加及び構成の違いにより、(c)項にいう加盟国が、銀行の理事又は理事代理により十分に代表されなくなる場合において、当該加盟国間で合意した輪番制に従つて当該加盟国を代表する者を公社の理事会において選出する。

(r) 一人の理事は、公社における最大の株式数を有する加盟国が任命する。

(s) 九人の理事は、域内開発途上加盟国の総務が選出する。

(t) 理事の選挙手続は、加盟国の総票数の三分の二以上の多数の理事(理事が不在の場合には、当該理事の票数を含むことを要する)が出席しないなければならない。

(u) 加盟国は、自國に特に影響がある事項について審議が行われている間、理事会の会合に出席する。

(v) 提案された業務についての投票において可否同数となつた場合には、その提案は、新たに出席させることができる。

(w) 理事会は、出席させることが可能である場合には、当該業務は、理事会によ

り承認されたものとみなす。

(x) 提案された業務についての投票において可否同数となつた場合には、その提案は、新たに出席させることができる。

代表者を出席させる権利は、総務会による規制を受ける。

理事会は、公社の事務組織(主要な事務職及び専門職の数及び一般的な職責を含む。)を決定し、及び公社の予算を採択する。

第五項 事務組織

理事会は、公の業務組織(主要な事務職及び専門職の数及び一般的な職責を含む。)を決定し、及び公社の予算を採択する。

第六項 理事会の執行委員会

(a) 理事会の執行委員会は、次のとおり構成する。

(i) 公社における最大の株式数を有する加盟国が任命した理事又は理事代理である者一人

(ii) 域内開発途上加盟国を代表する理事のうちから二人

(iii) その他の加盟国を代表する理事のうちから一人

(iv) 及び(i)にいう執行委員会の構成者及びそ

の代理は、各集団が定めた手続に従つて各集

団に属する加盟国が選出する。

(v) 理事会議長は、執行委員会の会合を主宰す

る。理事会議長が不在の場合には、輪番制によ

り選ばれた執行委員会の構成者一人が会合

を主宰する。

(vi) 執行委員会は、加盟国企業に対して公社

が行うすべての貸付け及び投資を審査する。

(vii) 理事会議長は、執行委員会の会合による議決で承認されなければならない。

(viii) 理事会議長の定める任期を有する公社の社長

を任命する。社長は、公社の役員及び職員の

長とする。社長は、理事会議長の指揮及び理事会

な検討及び分析のため事務局に差し戻す。執行委員会における再審査の場合において、再び可否同数となつたときは、理事会議長が執行委員会における決定のための票を投する権利を有する。

理事会は、執行委員会が業務を却下する場合には、当該業務及び将来の類似の業務に関する技術的及び政策的な問題についての討議概要とともに当該業務に関する事務局の報告及び場合によっては勧告を行つため、いずれかの理事の要請により、執行委員会の検討の結果を理事会に送付することを要求することができる。

第七項 議長、社長及び役員

(a) 銀行の総裁は、当然に公社の理事会議長となり、理事会の会合を主宰するが、可否同数の場合は除くほか、投票権を有しない。銀行の總裁は、總務会の会合に参加することができるが、投票権を有しない。

(b) 理事会は、理事会議長の勧告に基づき、総票数の五分の四以上の多数による決定により議長の一般的監督の下に、公社の通常の事務を行うものとし、理事会及び理事会議長との協議の上、役員及び職員の編成及び任免を行うことに責任を負う。社長は、理事会の会合に参加することができるが、投票権を有しない。社長は、辞任により又は理事会議長の同意する理事を代理に任命するとき。

(c) 執行委員会が承認した業務に関する報告書は、理事会に送付する。当該業務は、いずれかの理事の要請により、理事会の表決に付する。理事会が定める期間内に表決の要請が行われない場合には、当該業務は、理事会によ

り承認されたものとみなす。

(d) 提案された業務についての投票において可否同数となつた場合には、その提案は、新たに出席させることができる。

第八項 専門知識

理事会の決定により退任する。

(e) 専門知識を必要とする業務又は公社の職員

が処理することができない業務を実施する場合には、公社は、銀行の職員の技術援助を得るものとし、当該援助を得ることができないときは、専門家及びコンサルタントを臨時に

(d) 公社の役員及び職員は、その職務の遂行に当たり、公社に対するのみ責任を負うものとし、他の当局の権威には服さない。加盟国は、役員及び職員の責任の国際的な性格を尊重する。

(e) 公社は、公社の職員の任命及び勤務条件の決定に當たつて最も留意すべき最高水準の能率、能力及び誠実性を確保することの必要性に妥当な考慮を払う。また、公社の地域的な性格を考慮した上、できる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することの重要性にも妥当な考慮を払う。

第八項 銀行との関係

(a) 公社は、銀行と別個のかつ独立の存在である。公社の資金は、銀行の資金と別個にかつ分離して保管する。この項の規定は、公社が施設、要員及び役務に関する取決めその他一方の機関が他方の機関に代わつて支払った管理費用の返済についての取決めを銀行と行うことを探る限り、銀行の施設、設備及び要員を利用するよう努める。

(b) この協定のいかなる規定も、銀行の行為若しくは義務について公社に責任を負わせ、又は公社の行為若しくは義務について銀行に責任を負わせるものではない。

(c) 第九項 年次報告書の公表及び報告書の送付

(a) 公社は、会計検査を了した決算書を含む年次報告書を公表する。公社は、また、四半期ごとの財務状況の概要書及び業務の結果を示す損益計算書を加盟国に送付する。

(b) 公社は、また、その目的を達成し及びその任務を遂行するために適当と認めるその他の報告書を公表することができる。

第十項 配当

(a) 総務会は、公社の純益及び剰余金のうち、準備金のための控除を行つた後、配当として分配すべき部分を決定することができる。

(b) 配当は、各加盟国が保有する払込株式数の割合に比例して分配する。

(c) 配当は、公社が定める方法及び通貨により支払う。

第五条 加盟国の脱退及び資格停止

第一項 脱退権

(a) 加盟国は、公社の主たる事務所に対する書面による脱退の意思の通告により、公社から脱退することができる。脱退は、通告に明記する日に効力を生ずる。ただし、いかなる場合にも、当該通告が公社に送付された日から六箇月日の日前には効力を生じない。加盟国は、脱退が効力を生ずる前はいつでも、公社に対する書面による通告により、脱退の意思を取り消すことができる。

(b) 加盟国は、脱退の後においても、脱退通告の送付の日に公社に對して負つているすべての債務（第三項に規定する債務を含む。）について引き続き責任を負う。ただし、加盟国は、脱退が効力を生じたときは、公社が脱退通告を受領した日の後行つた業務の結果生ずる債務については、いかなる責任も負わない。

第二項 資格停止

(a) 公社は、加盟国が公社に對するこの協定に基づくいすれかの義務を履行しない場合に、は、加盟国の総票数の四分の三以上の多数（総務の三分の二以上を含むことを要する。）による総務会の決定により、当該加盟国の資格を停止することができます。

(b) 資格を停止された加盟国は、資格停止の日から一年で自動的に加盟国でなくなる。ただし、総務会が(a)に定める多数と同一の多数により資格停止を解除することを決定する場合は、この限りでない。

第三項 脱退の条件

(a) いかなる国も、加盟国でなくなつた時から公社の損益にあづからず、また、その後に公社が新たに契約した貸付け及び保証について責任を負わない。公社は、この項に定めるところにより、当該国との間の勘定の決済の一部として当該国が保有する株式を買戻すための措置をとる。

(b) 公社及び加盟国は、諸般の事情の下において適当な条件による当該加盟国の脱退及び株式の買戻しについて合意することができる。

(c) 公社及び加盟国は、当該加盟国でなくなつた日現在における帳簿価額とするものとし、帳簿価額は、公社の会計検査を了した財務諸表により決定する。加盟国が保有する株式の買戻価格は、当該加盟国が加盟国でなくなつた日現在における帳簿価額とするものとし、帳簿価額は、公社の会計検査を了した財務諸表により決定する。

(d) 株式の代金の支払は、対象となる株券と引換え、公社の財務状況を考慮して、公社が定める時期に、公社が定める分割払及び使用可能な通貨で行う。

(e) 加盟国であつた国が保有する株式の代金としてこの項の規定に従つて当該国に支払われるべき額は、当該国が加盟国でなくなつた日の後一箇月間は支払うこと�이다. この期間内に公社が業務を終了する場合には、当該国の権利は、次条に規定するところによるものとし、当該国は、同条の規定の適用上、引き続き公社の加盟国とみなされるが、投票権を有しない。

第四項 業務の停止

(a) 理事会は、緊急の場合には、総務会が事態を検討して適切な措置をとるまでの間、新規の投資、貸付け及び保証について業務を停止することができる。

第二項 業務の終了

(a) 公社は、加盟国の総票数の四分の三以上の多数（総務の三分の二以上を含むことを要する。）による総務会の決定により、業務を終了することができる。公社は、業務の終了を決定した後は、その資産の保全、管理及び換価並びにその債務の決済のための活動を除くほか、直ちにすべての活動を停止する。

(b) 公社は、その債務が最終的に決済され及びその資産が分配されるまでの間存続するものとし、この協定の規定に基づく公社と加盟国との間のすべての権利及び義務は、害されることなく繼續する。ただし、いかなる加盟国も資格を停止されず又は脱退してはならず、また、加盟国に対するいかなる分配も、この条の規定による場合を除くほか、行つてはならない。

(c) 加盟国が資本に対する応募額に基づいて有する責任は、公社の債務（偶発債務を含む。）が履行されるまでの間、繼續する。

(d) 加盟国が直接債権を有するすべての者に対しては、まず当該債権に対する弁済に充てることができる。公の資産から、次に未払込応募額に応じて公社に払い込まれる資金であつて当該債権に対する弁済に充てができるものから支払う。理事会は、直接債権を有する者に対する支払が行われるのに先立ち、直接債権を有する者と偶発債権を有する者との間ににおける比例的な配分を確保するために必要と認められる措置をとる。

(e) 加盟国が保有する株式に基づく資産の分配は、当該株式に係る払込金をもつて充当すべきすべての債務を債権者に対して履行し又は履行する用意を完了するまで、加盟国に対しても行わない。分配は、更に、加盟国の総票数の四分の三以上の多数（総務の三分の二以上

官報(号外)

37

(を含むことを要する。)による総務会の決定によつて承認されなければならない。

(b) 加盟国に対する資産の分配は、加盟国が有する株式数に比例して、公社が公正かつ平衡と認める時期に及び条件で行う。分配される資産の各取扱い分は、資産の種類について画一的であることを要しない。いずれの加盟国も、公社に対するすべての債務を決済するまでは、資産の分配において自己の取り分を受け取る権利を有しない。

(c) この条の規定に従つて分配される資産を受け取る加盟国は、公社が当該資産について分配前に有していた権利と同一の権利を有する。

第七条 法人格、免除、課税の免除及び特權

第一項 範囲

公社がその目的を達成し及び与えられた任務を遂行することができるようとするため、公社に対し、この条に規定する地位、免除、課税の免除及び特權を加盟国の領域において与える。

第二項 法人格

公社は、法人格を有し、特に、次のことを行う完全な能力を有する。

(a) 契約を締結すること。

(b) 動産及び不動産を取得し及び処分すること。

(c) 訴えを提起すること。

第三項 訴訟手続

(a) 公社に対する訴えは、公社の事務所がある加盟国、公社が訴訟に関する送達若しくは告知を受けるために代理人を任命している加盟国又は公社が証券の発行若しくは保証をしている加盟国の領域における管轄裁判所のみ提起することができます。加盟国又は加盟国を代理し若しくは加盟国から請求権を承継した者は、公社に対し訴えを提起してはならず、公社と加盟国との間の紛争を解決するために

第四項 資産に関する免除

(b) 公社の財産及び資産は、公社に対する裁判の確定前は、所在地及び占有者のいかんを問わず、あらゆる形式の押収、差押え又は強制執行を免除される。

第五項 文書の不可侵

公社の文書は、不可侵とする。

第六項 資産に対する制限からの自由

公社のすべての財産及び資産は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、公社の目的を達成し及び任務を遂行することができるようにするため並びにこの協定に従つて公社の業務を運営するために必要な範囲内で、いかなる性質の制限、規制、管理及びモラトリームも課されない。

第七項 通信に関する特權

加盟国は、公社の公用通信に対し、他の加盟国の公用通信に対して与える待遇と同一の待遇を与える。

第八項 個人に対する免除及び特權

(a) 公社のすべての総務、理事、総務代理、理事代理、役員及び使用人は、次の特權及び免除を享受する。

(b) これら者が公的資格で行つた行為についての訴訟手続の免除。ただし、公社がこの免除を放棄する場合は、この限りでない。

第九項 証券の発行

(a) 公社が保証する債務証券その他の証券(証書に係る配当又は利子を含む。)に対しては、保有者のいかんを問わず、次の課税のいずれも行つてはならない。

(i) 公社が発行したことののみを理由として債務証書その他の証券に対して不利な差別を行つてはならない。

(ii) 債務証券その他の証券の発行、支払予定期若しくは支払実施の場所若しくは通貨又は公社が維持する事務所若しくは業務所の位置を唯一の法律上の基準とする課税

(d) 公社が保証する債務証券その他の証券(証書に係る配当又は利子を含む。)に対しては、保有者のいかんを問わず、次の課税のいずれも行つてはならない。

(i) 公社が保証したことのみを理由として債務証書その他の証券に対して不利な差別を設ける課税

第十項 実施

(a) この協定の規定について努力を生ずる。加盟国は、自國の法律制度に従つて、この条の免除及び為替管理に関する便宜と同一の措置をとり、かつ、その措置を公社に通報する。

(b) 公社並びにその財産、資産及び収入並びにこの協定に従つて公社が行う業務及び取引については、すべての内国税及び関税を免除する。公社は、また、公租公課の納付、源泉徴収又は徴収の義務を免除される。

第十一項 放棄

(a) この協定は、加盟国の総票数の五分の四以上の多数(総務の三分の二以上を含むことを要する。)による総務会の決定によってのみ改正することができる。

(b) (a)の規定にかかわらず、次の事項を変更する改正の承認には、総務会の全会一致の合意を必要とする。

(i) 第五条第一項に定める公社から脱退する権利

(ii) 第二条第五項に定める公社の株式に応募する権利

(iii) 第二条第六項に定める責任の限度

(iv) この協定を改正する提案は、加盟国又は理事会のいずれから提出されたものであつても、総務会の議長に送付されるものとし、議長は、この提案を総務会に提出する。改正が採択されたときは、公社は、すべての加盟国にあたたた公式的通報によってこの旨を確認する。改正は、総務会が異なる期間を明示しない限り、公式の通報の日の後三箇月ですべての加盟国について効力を生ずる。

第一項 解釈

第九条 解釈及び仲裁

(a) この協定の規定の解釈について加盟国と公社との間又は加盟国相互の間に生ずる疑義は、決定のため理事会に提出する。審議される疑義につき特に關係を有する加盟国は、第

昭和六十年五月二十三日 兼議院会議録第三十号

米州投資公社を設立する協定の締結について承認を求める件及び同報告書

10110

に自國を直接代表する者を出席させる権利を有する。

(b) 理事会が(a)の規定に基づいて決定を行つた場合には、いずれの加盟國も、当該決定に係る疑義を總務會に付託することを要求することができるものとし、總務會の裁決は、最終的なものとする。公社は、總務會が裁決を行つまでの間、必要と認める限り、理監會の決定に基づいて行動することができる。

第二項 仲裁

公社と加盟國でなくなつた國との間又は公社の業務を終了する決定の採択の後公社と加盟國との間に意見の相違が生じた場合には、この意見の相違は、三人の仲裁人にによる仲裁に付する。仲裁人の一人は公社が任命し、他の一人は當該國が任命し、第三の仲裁人は、両当事者が別段の合意をしない限り、國際司法裁判所長が任命する。決定は、全会一致の合意が得られない場合には、三人の仲裁人の過半数による表決で行う。第三の仲裁人は、手続問題に関して両当事者の意見が相違する場合には、これらのすべての問題を解決する権限を有する。

第十一条 一般規定

第一項 公社の主たる事務所
公社の主たる事務所は、銀行の主たる事務所と同一の場所に置く。理監會は、加盟國の總票數の三分の二以上の多数による議決で、いかなる加盟國の領域内にもその他の事務所を設けることができる。

第二項 他の機関との關係
公社は、この協定に適合する目的のため、他の機関と取決めを行うことができる。

第三項 連絡経路
加盟國は、この協定のための公的機関を指定する。公社との連絡のための公的機関を指定する。

第十一項 最終規定
(a) この協定は、銀行に寄託するものとし、千

九百八十五年十二月三十一日又は公社の理事會が定める同日よりも遅い日まで、付表Aに掲げる國の代表者による署名のために開放しておく。この協定が効力を生じない場合に、米州投資公社の設立に関する交渉の最終譲定書に署名した國の代表者は、署名の期限として千九百八十五年十二月三十一日よりも遅い日を定めることができる。署名國は、その国内法に従つてこの協定を受諾し又は批准したこと及びこの協定に基づくすべての義務を履行するために必要な措置をとつたことを述べる文書を銀行に寄託する。

(b) 銀行は、銀行の加盟國にこの協定の認証書本を送付するものとし、(a)の規定に従つて行われた署名及び受諾書又は批准書の寄託をそれぞれの日付とともに銀行の加盟國に通告する。

(c) 銀行は、公社が業務を開始する日以後、第二条第一項(b)の規定に従つて加盟を承認された國との協定への署名及びその受諾書又は批准書を受領することができる。

第二項 効力発生

(a) この協定は、応募株式数の合計が付表Aに掲げる応募株式数の総計の三分の二以上となる國の代表者が前項の規定に従つて署名し、かつ、受諾書又は批准書を寄託した時に効力を生ずる。ただし、次の条件が満たされなければならない。

(i) 最大の株式数を有する加盟國の応募が行われること。

(ii) 域内開発途上加盟國の応募株式数が他のすべての応募株式数よりも多いこと。

(b) この協定の効力発生の日前に受諾書又は批准書を寄託した國は、効力発生の日に加盟國となる。その他の國は、受諾書又は批准書を寄託した日に加盟國となる。

第三項 業務の開始
(a) 銀行の總裁は、この協定が前項の規定に従つて效力を生じたときは、直ちに總務會の会合を招集する。公社は、当該会合が開催された日に業務を開始する。

千九百八十四年十一月十九日にアメリカ合衆国ワシントン市で、ひとしく正文である英語、フランス語、ポルトガル語及びスペイン語により本書に通じることに同意した旨を次の署名により明示した。

付表A 公社の授權資本株式への応募

| 国 | 名 | 一万合衆国ドルの株式による払込株式数 | 百 分率 |
|------------|-------|--------------------|------|
| 域内開発途上国 | | | |
| アルゼンティン | 一、三三七 | 一一・六三六(注1) | |
| ブラジル | 一、三三七 | 一一・六三六(注1) | |
| メキシコ | 一、四九八 | 七・四九〇(注2) | |
| チリ | 一、四九八 | 七・四九〇(注2) | |
| エネズエラ | 一、四九八 | 七・四九〇(注2) | |
| ペルー | 一、四九八 | 七・四九〇(注2) | |
| コロンビア | 一、四九八 | 七・四九〇(注2) | |
| 小 計 | 六九〇 | 三・四五 | |
| パ ハ マ | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| バルバドス | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| ボリヴィア | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| コスタ・リカ | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| ドミニカ共和国 | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| エクアドル | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| エル・サルヴァドル | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| グアテマラ | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| ガイアナ | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| ハイチ | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| ホンデュラス | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| ジャマイカ | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| ニカラグア | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| パナマ | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| パラグアイ | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| トリニダード・トバゴ | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |

| 国 | 名 | 一万合衆国ドルの株式による払込株式数 | 百 分率 |
|------------|-------|--------------------|------|
| 域内開発途上国 | | | |
| アルゼンティン | 一、三三七 | 一一・六三六(注1) | |
| ブラジル | 一、三三七 | 一一・六三六(注1) | |
| メキシコ | 一、四九八 | 七・四九〇(注2) | |
| チリ | 一、四九八 | 七・四九〇(注2) | |
| エネズエラ | 一、四九八 | 七・四九〇(注2) | |
| ペルー | 一、四九八 | 七・四九〇(注2) | |
| コロンビア | 一、四九八 | 七・四九〇(注2) | |
| 小 計 | 六九〇 | 三・四五 | |
| パ ハ マ | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| バルバドス | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| ボリヴィア | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| コスタ・リカ | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| ドミニカ共和国 | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| エクアドル | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| エル・サルヴァドル | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| グアテマラ | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| ガイアナ | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| ハイチ | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| ホンデュラス | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| ジャマイカ | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| ニカラグア | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| パナマ | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| パラグアイ | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |
| トリニダード・トバゴ | 一、八〇〇 | 二・一〇 | |

官報(号外)

39

| | | | | |
|----------|-------|--------|---------|--------|
| ウルグアイ | 一、二四八 | 一一、八〇〇 | 一、一、〇〇〇 | 九・〇〇〇 |
| 小計 | | | | |
| アメリカ合衆国 | 五、一〇〇 | | | 五五・〇〇〇 |
| その他の国 | | | | 一二五・五〇 |
| オーストリア | | | | |
| フランス | | | | |
| ドイツ連邦共和国 | | | | |
| イタリア | | | | |
| 日本国 | | | | |
| オランダ | 一〇〇 | 〇・五〇 | | |
| スペイン | 六二二 | 三・一三 | 三・一三 | |
| イスラエル | 六二六 | 〇・二五 | 〇・二五 | |
| イスイス | 六二六 | 三・一三 | 三・一三 | |
| 小計 | 六二六 | 一・五五 | 一・五五 | |
| 総計 | 三一〇 | 一・五〇 | 一・五〇 | |
| | 三一〇 | 一・五〇 | 一・五〇 | |
| | 一一〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | |

注1 アルゼンティン及びブラジルの代表は、公社の資本に占める自國の株式の比率が銀行の資本に占める自國の株式の比率に適合するところに、銀行の資本における域内開発途上國の出資額に占める自國の出資額の比率を維持すべきである旨主張した。

注2 メキシコの代表団は、希望応募株式数の総計が二万株を超過することにより公社の業務の開始が妨げられる事態を避けるため、この付表に掲げる株式数に応募する。同代表団は、体系的な客観的指標を通じてメキシコの経済及び人口の規模並びにその開発過程における財政援助の必要性の程度を一層十分に反映させるため、多數国間機関において一層大きな株式参加を実現するとのメキシコの希望を記録にとどめることを主張した。

注3 ヴェネズエラは、公社ができる限り速やかに業務を開始することができるよう、公社の資本において六・二三八パーセントの参加比率となる一千二百四十八株に応募するとの決定を確認する。ヴェネズエラは、将来一層大きな株式参加を実現するとの希望を放棄していないことを記録にとどめることを主張した。

米州投資公社を設立する協定の締結について
て承認を求めるの件に関する報告書

本件の要旨及び目的

本協定は、米州開発銀行（以下「銀行」といふ。）の加盟国間で検討が進められ、昭和五十九年十月十七日ワシントンで開催された関係国の会合

において米州投資公社（以下「公社」という。）の設立協定案が提案され、昭和五十九年十一月十九日ワシントンで開催された加盟の意図表明を行つた諸国の会合において合意が成立し、協定の内容及び本文案が確定した。

本協定は、中南米地域の経済開発を促進する

ため、銀行の活動を補足し、民間の中小企業を支援する公社を設立することを目的としており、同公社の設立、その目的、資本、業務、組織及び運営等について規定している。

なお、本協定は、銀行に寄託するものとし、昭和六十一年十二月三十日まで、付表に掲げる國の代表者による署名のために開放し、応募株式の合計が付表に掲げる応募株式数の総計の三分の二以上となる國の代表者が署名し、かつ、受諾書又は批准書を寄託した時に効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由
本協定を締結することは、開発途上國に対する経済協力を積極的に推進しようとする我が國の基本政策に合致するものであり、また、我が國と中南米諸國との友好関係を増進する見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費
本件に要する経費は、昭和六十年度一般会計予算大藏省所管米州投資公社出資の項に二億七千百万円が計上されている。

右報告する。

昭和六十一年五月二十二日

衆議院議長 坂田 道太郎

外務委員長 愛野興一郎

昭和六十年五月二十三日 衆議院会議録第二十号

第明治二十五年三月三十日
種類便物認可日

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 二三三三 (大代) 105

二定
三
三
〇
円
部